

平成29年白浜町議会第4回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 平成29年12月15日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において 9時30分開会した。

1. 開 議 平成29年12月15日 9時31分

1. 閉 議 平成29年12月15日 15時10分

1. 散 会 平成29年12月15日 15時10分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成紀	2番	西尾	智朗
3番	古久保	恵三	4番	溝口	耕太郎
5番	丸本	安高	6番	水上	久美子
7番	廣畑	敏雄	8番	三倉	健嗣
9番	長野	莊一	10番	岡谷	裕計
11番	南	勝弥	12番	玉置	一
13番	楠本	隆典	14番	堀	匠

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳明 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠 副町長 林 一 勝
教 育 長 山 中 雅 巳
富田事務所長
兼農林水産課長 古 守 繁 行 日置川事務所長 寺 脇 孝 男
総務課長 榎 本 崇 広 税 務 課 長 濱 口 伊 佐 夫

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	廣 畑 康 雄
生活環境課長	玉 置 孔 一	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	中 本 敏 也	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成29年第4回定例会3日目を開会します。

ただいまの出席議員は14名です。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程についてはお手元に配布しています。

本日は一般質問4名を予定しています。本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日、議会散会後に議員懇談会の開催を予定しております。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願ひします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

3番古久保君の一般質問を許可します。古久保君の質問は一問一答形式です。まず、第三天山源泉「温泉に関する契約」の新たな契約締結についての質問を許可します。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

皆さんおはようございます。それでは、議長のお許しを得ましたので、本日の第1番目として質問させていただきます。通告のとおり、1番目に第三天山源泉についてと、それから2番目には請負業者の格付についてということで、質問させていただきます。

まずちょっと前ぐらいですけども、最近私は今まで孫に、おじいちゃん、おじいちゃんと呼んでいた。それに喜んでおったんですけども、最近になって、老人というところの攻めに遭っております。きのうの長野議員の質問の中に高齢者と、免許証1つとるにしても、受けるにしても認知症検査というのがあるんです。この検査に行ってきました。行って講習も受けました。たまたままだちょっと記憶力があるのか、2時間の講習で終わりましたが、それを受けなければいけない老人としての放り込みになっております。そして、また最近、町のほうから老人医療保険というのが送られてきました。老人を物すごく意識せよというような感じで捉えられる年齢になってきたんですね。その老人が、今こういう場所に立って、役場の職員の皆様、若い皆様方とこういうお話ができる立場におる、この喜びを今ひしひしと感じております。老人になってこれができるという喜びは本当に、これも町民の皆様方のおかげだと思っております。そういう中で、この老人がこれから質問しますので、ちょっとおかしいなと思うところもあるかと思えますけども、その辺のところはご容赦いただいて質問にお答えいただきたいと思えます。よろしくお願いします。

それでは、始めます。第三天山です。皆さんご存じだと思うんですけども、基本的なところを前回も言わせていただきましたけども、この第三天山の源泉につきましては、昭和40年から始まっております。このときに危険防止の目的で掘削した。温泉を目的で掘ったものではないと、危険防止のために掘ったものである、掘削したものであるという原点があります。これがたまたま町所有のものになってしまった。しかも、民間の土地の中にある源泉が町のものになってしまったというところから始まっております。

その中で、今現在でしたらこんな温泉を掘削することはできない。温泉法もありますので、旧の源泉から300メートル以内には絶対に掘ることができない。そういう意味ではあの源泉は貴重な源泉だということは私もよくわかります。ですけども、何か無理があるような気がするんですね。そのところをきょうは先だって議員懇談会の席でいただいた、これからの取り組みのところで資料、この資料に基づいて、疑問点がありますので質問していきたいと思えますので、よろしくお願いします。

使用開始からの流れとしては、動力装置の許可申請までいっております。そして、この間10月には可燃性天然ガス濃度検査、ここまで済んでるという報告があります。今後、この後の取り組みとして、どこまで今進んでおるのかお願いしたい。あと主要施設の供用開始までの手続があらうかと思えます。この手続において町はどのように取り組んでおられるのか、それをお聞きしたいのと、それから旧契約に基づいて今度新しい契約に変えると、この新しい契約はもう交わされておるのか、その辺のところをまず最初にお聞きしたいと思えます。お願いします。

○議 長

古久保君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

おはようございます。ただいま古久保議員から新たに締結する契約書についてご質問をいただきました。現状の温泉に関する契約は、昭和43年に締結したもので、内容を引き継ぐもの、また現状に合わせて変更しなければならないもの等があり、新たな契約書を作成することを議会、議員懇談会で何度かご説明をさせていただきました。現在、町、ホテル側双方で協議を行い、内容的にお互いがおおむね了承しているところでございます。

詳細につきましては、担当課から答弁を申し上げます。

○議長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

おはようございます。ただいま古久保議員よりご質問をいただきましたのは現在の取り組みと契約を交わしているかどうかというご質問だったかと思えます。

町長の今の答弁にもありましたとおり、ホテル側と町のほうでの契約の協議については、双方納得しているところでありますが、今現在においては契約を交わしていないところであります。現状の取り組みにおきましても、先ほど議員からご説明いただきました可燃性ガスの濃度の検査実施を行い、それももうパスをしておりますので、現状は使えるような状況にはなっていますが、ホテル側が今耐震工事も行っておりまして、あとはホテル側が、今度は温泉利用の申請を県のほうに提出しなければならないということになっております。そのときには、交わした契約書のコピー等も添付ということになろうかと思えますので、その辺はまだ今後きちんと協議をして、慎重に行っていきたいと思っています。

○議長

3番 古久保君（登壇）

○3番

ありがとうございます。一応経過としてはまだ新しい契約には至っていないというところで、この間の懇談会には、こういう形で契約しますよという資料が出てきたのだと思えます。

お聞きするんですけども、この利用計画、動力装置の許可申請に出ている資料、その資料によりますと、かなり申請と違う項目が出てきておりますので、その辺のところをお聞きしたいと思うんです。

まず、契約の相手、これは多分今の今度ホテルを経営される方の名義になるのか、それとも旧の会社の代表の方と契約されるのか、その辺のところはどうでしょうかね。

○議長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

契約の相手についてのご質問だと思います。

旧の現在の昭和43年に基づいた契約書では、当時の土地所有者の名前で契約をさせていただきました、今回は、現在の土地所有者、議員がおっしゃられた前の会社と現在の会社というニュアンスがちょっと理解はできているつもりなんです、現状の土地所有者と契約するというところで進めているところです。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

ということであれば、現在の土地所有者と契約するということであれば、この土地所有者が今度新しい宿泊施設の経営者になるわけですね。そこへ配湯するという行政側の行為というのは、これはまた旧の契約書にもひっかかってこないかなと思うんです。今度旧の会社と新しい会社との間の取引、その辺のところは今のところまだわからないだろうと思うんですけども、これからの話だろうと思うんですけども、私はそこら辺がちょっと心配なんですけども、その辺についてはどうですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

昭和43年当時に結んでいる契約書の相手は、何度かご説明させていただきまして、なかなかとり方が違う点があったかと思いますが、会社名は変わったにしろ、グループ会社というかオーナーが一緒だったということで、現在の土地所有者で契約を進めてきたところです。

今回におきましても、今、耐震工事をしているホテルの経営者が、すなわち今現在第三天山の源泉のある土地の所有車とイコールになっておりますので、その相手と契約のほうは結びたいと思っておりますので、契約書の内容で引き継ぐもの、一部変更するもの等と出てくるんですが、その辺は問題なく協議のほうを進めて、きちんと契約のほうは結んでいきたいと思っております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

多分そうだろうと思うんですけども、この旧契約書の第7条のこれによると温泉受給の権利をほかに譲渡するということに関しては譲渡しても販売してもならないという、旧契約書の7条の中にそういう項目があるんですね。その辺のところの新しく契約を結ぶときに、この辺のところをきちっと踏まえてやらなければ、後々問題が起こるのではないかなという気が私はするんですけども、その辺についてはどうですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

旧契約書の7条で、今議員がおっしゃっていただいたところにつきましては、新契約書の中でも同じような文言で書いています。第三者への温泉受給の権利譲渡、甲（白浜町）の承諾なく、乙（土地所有者）は温泉をほかに贈与販売する等の行為はしてはならない。そしてその後に温泉供給の停止ということで、甲（白浜町）は乙（土地所有者）が2カ月以上温泉使用の使用料の納付を怠った場合、もしくは前条、これは9条温泉受給の権利譲渡なんですけども、これにある行為をした場合は、温泉の供給を停止するものとするということを文言でうたっていこうと思っておりますので、その辺の議員が心配されるような問題についてはクリアできると考えています。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

その辺のところは心配ないということで理解したいと思います。

次に、資料の中の3番、更新する契約内容というところから引き継ぐ内容があります。この引き継ぐ内容として、旧契約書では、当初、旅館側が掘削した費用、その40年当時の費用として240万円かかっているということで、これと温泉供給と温泉使用料とを差し引きするというような項目がありますが、これについては引き継ぐということでこれも仕方ないだろうと思うんです。ですけれども今度新しく契約するときに、もしこれが今現在温泉を掘削するとすれば、できるとすれば、今の値段でどれぐらいの費用がかかるか、その辺のところを調べていただいていますか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員からご指摘いただいたとおり、昭和40年の時代ですので、当時の掘削費用としては240万円という金額でありましたが、現在もしこの第三天山が老朽化して、掘り直しはできますので、掘り直しをすることになれば、大体今の単価で申しますと1メートル10万円はかかるということが言われております。この第三天山の場合200メートルほどの深度を持っておりますので、同じように200メートルを掘削するとすれば2,000万円以上の掘削費用はかかるの見込んでいます。

以上です。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今現在掘り直しするとすれば2,000万円ぐらいかかるだろうということで、これはお聞きしただけなので、一応頭に入れておきます。

次の、温泉使用料は3分の1に減免するという項目がありますが、この3分の1という根拠、これについてはどうでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

これも引き継ぐ内容の1つでありまして、昭和43年に契約した当時、どういう理由があったのかという資料は正直残っていません。そのときに、相手方の社長、そしてその当時の白浜町長、そして仲介にいただいたホテルのオーナー等で協議した結果、3分の1に減免するというところで決定した事項であると思いますので、この減免率については何をもってというところは正直わからないところであります。

以上です。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

一応これ旧の契約書に書いておりますので、その当時のことは私もわかりませんし、契約

書がある限りこの約束があったのだらうなというところで押さえたいと思います。

それから、次に行きます。一部変更というところであります。

権利の譲渡の場合は、相手方に2カ月前までに通知し、了承を得る。新しい権利取得者は契約内容を引き継ぐということになっておりますけども、この旧契約書の第2条の3のほうで、甲が本温泉を必要ないものと認め、この契約を解除した場合は、この温泉の全ての権利を乙に帰属するよう協力するものとするというふうになっております。そして、甲についてはそういうふうになっておりますが、今度は10条のほうで、乙については、義務一切を当該承継人に引き継がなければならない。乙は、もしこの泉源の敷地、乙の場合は土地の所有者になっておりますので、敷地並びにこの契約上の権利を第三者に譲渡する場合は、あらかじめ甲に通知するということになっておりますけども、これを継続していくためにはこういう条件があるわけなんですけども、この辺についてはどういうふうに捉えておりますか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

1点目の古い契約書の中で、甲が本温泉を必要ないものと認めこの契約を解除した場合は、この温泉の全ての権利を乙に帰属するよう協力するというので、この当時は、ここまでの長い年月がかかるということは予想だにしていなかったことだと思いますので、もしそのときには、権利を町が放棄するということもあり得たのかもわかりませんし、その場合は、第三者に売買するというのではなく、土地所有者のほうに返してくれと、旧契約の中ではうたわれていると思います。

今回の契約においては、もちろん必要なくなった場合については、土地所有者が1番目の権利を持つ相手だと思っています。例えば白浜町の所有源泉であって、高価格というか、高い金額で買っていただけるような温泉会社やまた会社が出てきたとしても、まずは土地所有者との協議が大前提になろうかと思っていますので、もし町が手放すということがあれば、現在は、土地所有者と一番最優先して協議のほうを進めていきたいと考えているところです。

旧契約の中での第10条のご質問もいただきました。確かに古い契約では、乙（土地所有者）のほうで源泉土地を第三者に売るときには、甲に通知をするだけの義務、そして、新しい所有者にそれを承継、引き続き守ってくださいという文言だけしかありませんので、今回、新たな契約においては、甲（白浜町）が所有する源泉、乙（土地所有者）が所有する源泉の所在地を第三者に譲渡する可能性が生じた場合は、少なくとも2カ月前までに相手側に通知し、了承を得る、という文言を入れようと考えています。古いのでは、もうただ甲（白浜町）のほうに通知すれば、言葉は悪いですけど勝手に第三者に土地を売ることができましたが、今回は、そういうことを防ぐためにも、きちんとした文言で、相手側に2カ月前までに通知しなければならないという文言を入れることによって、お互いの信頼関係というか、売買等も簡単にはできないということを示せると思っています。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

ということであれば、今の説明であれば、極端に言えば、町はこの源泉を持っていても仕方ないよと。これを持っていたら町民のためにもならんよというようなときには、土地の所

有者にお渡しすると。もうとられてしまうという、自然に土地所有者の権利になってしまうというふうなことも考えられるということですのでよろしいですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

先ほどもご説明しましたが、旧の契約書の第2条では、町が本温泉を必要ないものと認めた場合となっておりますので、この必要でない町が、今後この第三天山を判断するかどうかというところだと思います。議員がご指摘のようなことは、現在のところでは町としては考えておりません。長年この第三天山を使用できるように取り組んだという経過がありますので、使えるようになってすぐに土地所有者に何らかの理由で戻すということになれば、これだけの長い取り組みでいろんな方々を巻き込み、また、温泉会社の方々にもいろんなご意見をいただいたところでもありますので、使えるようになってすぐに戻すというような行為はちょっと町民感情からいってもおかしなことになると思いますので、現状では町のほうが所有していきたいと考えています。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

そしたら次、源泉の維持管理は町が責任を持って行う。維持管理費用も町が負担という新たな内容のところにあります。これについては、旧の契約書の6条では、乙は甲の指示に従い、源泉及び附属設備配管その他維持管理補修並びに源泉復活等に、源泉復活いうたら今の井戸の掘り直しだと思うんですけど、等に必要な工事を行うものとする。前項の経費については乙の負担とするということに、維持管理は乙という項目があるんですけども、この変更については大幅に変更になっているようには思うんですけども、この辺についてはどうですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

これにつきましても、議員がご指摘いただいたとおり、旧の契約書では、維持管理を含めそれにかかる費用も乙（土地所有者）のほうで行うとなっておりますが、今回の契約においては、古い契約書では温泉の所有権は白浜町という文言もなかったもので、所有権を明記するというのも考えていますし、所有権、すなわち第三天山の所有者は白浜町だということになれば、この源泉を維持管理していくのは責任を持って町がやるべきだと考えています。今までは任せっきりにしていたこともありますし、そういうことが、逆にいろんいうわさというか、そういうことにもつながったと思いますので、今回は町が責任を持って、費用はかかりますが、維持管理を行っていくということが最善の選択だと考えています。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

それは今お聞きしたということでとめておきます。後でまた質問させてもらいます。次に行きます。4番目の温泉使用料、維持管理経費というところへ行きます。

温泉配湯先はホテルである。湯崎浜広場の足湯にも配湯するという温泉の使用をするわけなんですけども、その中で温泉使用料の計算がここに入っております。0.1立米につき3,410円の単価、これは温泉使用条例の中に単価は入っておりますけれども、条例の中に入っていますので、この金額はこれですと白浜町はいかれているのだらうと思います。

ところが、一番大事なところ、温泉利用計画書、動力申請したときの資料によりますと、浴槽容量が39.6立米、3万9,600リットルというふうになっています。それが今新しく契約しようとするところでは、1万4,500リットルというふうに大幅に下がってるんですね。これが町民の感覚からするとかなり今の印象的には強いんです。これで計算されて、月16万4,810円、それが年間197万7,720円と、この温泉の収入面です。白浜町が抱えているこの源泉に対しての年間の収入が197万7,720円、これが大幅に減っているという理由がもう1つわからない。

それと、利用計画書の3万9,600円、これで計算すると、年間使用料は539万5,920円の収入になるんです。これであれば、何とか収支、後の維持管理、いろんな流れについて出てくる費用、これが賄っていけるだろうという計算は立つんですけども、当局側のこの計算においては毎年赤字を抱えていく、そういう状況になっておるんですけども、この計算についてはどうですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま議員より温泉使用料の件でご質問をいただきました。ご説明していただいたとおり、町の温泉使用料条例に基づくこととなりますので、0.1立方メートルが3,410円で、1立米で3万4,100円の計算となります。温泉計画というか温泉利用の申請をことしになって県にしたときは、まだ耐震工事もホテル側が始まっていませんでしたので、その当時の大浴場の容積量に基づいて、一旦申請は行いました。それはもうあくまでも一旦の申請でありますので、県のほうからも特にこの使用料が減るということについてご指摘は受けていないのが現状であります。

議員が計算していただいたとおり、担当課としましても、40立米近い容積量でまずは収入を計算していましたので、大体600万円近いという収入を一旦は見込めるという計算が成り立ちました。ただ、その後、春ぐらいから耐震も含めて、浴場のやりかえもホテル側のほうが進んできていまして、議員もご承知かと思うんですが、ホテル側はほかにも源泉を所有していますので、その源泉を、今回、大浴場、浴場を含めて3つ新たに設置する計画になっていますので、大きな容積量のところには自分のところの温泉を配湯して、そして容積量の少ないところが今回の町の源泉の第三天山を配湯するということになりましたので、うちとしましては、議員ご指摘のとおり一番大きな容積量のところ温泉を配湯することで収入を得ることはできるんですが、民間から言えば自分のところで源泉を持っている上に、一番容積量の多いところにお金がかかるわけですから、それを町から配湯するということは、それこそ費用対効果から考えてもマイナスになるということになりましたので、今回はその3つの新しい浴場の容積量の少ないところとの契約になるということで、町としてはたくさん温泉量が欲しいから一番大きな容積量のところへつながせてくれということはお願ひできませんので、それは双方できちんと協議した上で決定をしたところでございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

この申請の中の資料を見てるんですけども、今課長が説明されたように、申請のときには図面が2枚入ってるんですね。これに大浴場が3カ所、地下1階が一番大きいのかな、それから地下2階、地下3階と、3カ所あるということで今課長が説明されたとおりなんです。その申請をしながら、まず最初の資料、最初私たち議員が聞いたときの資料には40立米というのがどうも頭に入っているんで、40立米であれば何とか採算はとれるのかなと、この源泉も白浜町民が抱えていっても町の財産として有効に使えるのかなという意識は、私はあったんです。それが、今回の資料の中で大幅に減って、1万4,500リットルと、14.5立米というような変更になったということが、また後にも言いますけども、この辺の収入、これについては一応そういうことで押さえます。

それから、次に入ります。今度は出ていくほうですね。

支出のほうの見込みなんですけども、消耗品費25万5,000円、これはスケール付着防止剤という、これは当然源泉を抱えている限りはしていかなければならない。それから、電気料の60万円、これも60万円の計算もどういうふうにされたのか、本当にこれが60万円もかかるのかなと、電気使用でかかるいうたらコンプレッサーと配湯ポンプ、湯を送るポンプ、ほかにどういう電気が要るのかちょっとわからないけども、大きなものとしてはそれぐらいだろうなと思います。それから、水道料1万5,000円と、委託料、この委託料について54万円見ております。旅館業をされている商売をされてるところに公共的な温泉を送らせてもらう。これをお願いするところ、委託料はどこに払われるのか、どういう業者に委託されるのか、その辺のところをちょっと聞かせてください。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

支出の分でご質問をいただきました。消耗品費、電気料についても、これだけの金額がかかるのかということもありましたが、電気料につきましては、議員ご指摘のとおり、コンプレッサーが多分2つ、くみ上げる分と今度は送る分がありますし、多分24時間稼働の日もあるでしょうし、ひょっとしたらまだこの電気料でも少ないかなと、担当課のほうでは心配しているところです。スケール付着の防止剤につきましても、最低限これだけの金額、特に温泉がとまるとどうしようもありませんので、この辺の消耗品費についてはかさむ可能性はあろうかと思っています。

委託料の54万円というお話がありましたが、これは日々泉温調査、水位調査などの業務に対しての委託を考えているところであります。相手方につきましては、できればホテル側、もちろん一番この源泉については詳しいというか、担当の方もおられるとお聞きしているので、まずはそこを相手方にして委託をお願いしたいと考えているところです。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

次に、借地料が36万6,930円かかっております。多分今写真を撮ってきております

が、こういう設備がそのままになっております。これについて町が無償貸与されているのがほんの3.7、1坪だけなんです。そのほかは機械のいろいろなものの設備が整っているところ、この場所については借地なんです。これは温泉を供給するところの借地なんです。これから温泉を送っていかうかというところの借地、送るために借地料を払ってというふうな捉え方ができるのだらうと思うんです。その中で年額単価1,800円になっていますけれども、これでどのぐらいの借地を借りられるつもりなのか、その辺のところはどうですか。

○議 長
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

借地料についてご質問いただきました。議員ご指摘のとおり年額単価が平米当たり1,800円という計算にしております。年額が36万6,930円ということで、面積で割れば203.85平方メートルを借地として考えたいと思います。無償貸与の源泉部分以外の周辺地を借り上げなければならぬと担当課では思っておりまして、どうしても周辺地を使用しなければメンテナンス作業なども行うことができませんし、また、揚湯管などの附属品の置き場などにも困ります。それで、あとは緊急時に使用できない等々もありますので、それを含めて約200平米の土地を借地したいと思っております。

現在、土地所有者のほうの一部をホテルの駐車場として利用していますので、借地しないと駐車スペースがどうしてもこの源泉周辺のところまで入ってきますから、先ほど申し上げましたように緊急時やいろんなときの作業にも困るということで、最低200平米ぐらいは作業としては必要ということもあり、借地すると考えています。

○議 長
3番 古久保君（登壇）

○3 番

次、使用料ですね。使用料、これも疑問に思うんです。設備関係はこういう古い設備を今まで50年ほど使っているんです。50年近く使っているんです。これがもう既にかなり古くなってきてる。そういう中で、あなたのところへ送る温泉のためにこの機械を使用させてくださいということで、この機械についてもホテル側が設置した機械なんです。白浜町が源泉とともに設備をして、いろんなところに公共利用しようという形で設備したものでないんです。今まで使っていた古い設備を使わせてください。あなたのところへ送る温泉にこの古い設備を使わせてくださいという使用料、これが24万円です。配管一式も入ってます。貯湯槽というタンクもあります。こういうタンク、全部タンクなんかもう湯の花がたまっただけかなり古くなってきてるんです。そういうものを使わせてもらうというところの説明です。それと、これを新品に全部やりかえるとすればどれぐらいの費用がかかるか、その辺のところも教えてください。

○議 長
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

使用料の件についてご質問いただきました。温泉をホテルへ配湯するためには、源泉から温泉をくみ上げるための動力装置を動かして、貯湯槽に温泉をためて、配管を利用して送る

ことになります。現在の第三天山源泉では、そうするために必要な設備は全て土地所有者のものであります。本来であれば配湯する側、町が設備整備を行い、それを使用することが当然であります。設備整備には多大な費用がかかりますので、土地所有者が所有している既存の設備を使わせていただくことが最良であると、現状では考えているところです。

議員のご質問にありました、新たに全てをやりかえるということになればなんですが、その辺のきちんとした金額ははじき出していませんが、砵湯のほうでも小さな貯湯槽をやりかえる一部改修でも500万円、600万円という金額がかかっていますので、今回はホテル側に送泉するということになれば、貯湯槽だけでもつくれば1,000万円以上はかかってくるのではないかと考えています。

本来であれば町が設備整備をするべきものだと思いますが、議員が先ほどからご指摘のように、どうしても支出が上回るようになって以上は、できれば現存する相手側の所有物ではありますが、使わせていただくということが財政上から見ても一番負担の少ない方法ということで考えたところです。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今の課長の説明の中でも、タンクだけでも1,000万円かかる。コンプレッサーがかかる、ポンプもかかる、配管も新しくしなければならないような状況が、多分近々来るだろうと思うんですね。この源泉に関しても、掘り直しに関しても、多分近々来るだろうと思うんですね。この源泉を持つてることによって、将来かかってくる町民の負担になる金額というのはかなりのものになってくると思うんです。しかも、ホテルにだけ送る温泉の費用として、これはトータルすれば201万6,930円、支出のほうは一応そういうふうな数字が出ております。差し引きすると赤字なんですね。これが毎年続くんですね。赤字経営が続いて、そしてまた将来、設備に対しても新しくしなければならない金額が、今個々に課長からお聞きした中で、かかるんです。大体私が試算すると、やっぱり3,000万円から4,000万円、将来的にそういうお金がかかってくるだろうと思いますけども、これは我々町民が抱えていかんなんなんです。

この町民が抱えてくるリスク、負担というのは、町民の感覚として理解できているかどうか。これも本当に公共的に使用されているなら、まだ町民の方も辛抱してくれるだろうと。ですけれども営利目的の企業に対して、わざわざ源泉だけが町にあるものであるということだけに、ホテル側に配湯しなければならない、この辺のところを私は何ぼ考えても理解ができない。これを持っておかなければならないのか。もともとこれは危険回避で掘った井戸である。こんなにお金がかかるのやったらちょっとふたをしてしもたらどうよと。もう危険が回避されてるのだから使わないようにしようやということにつながるかなと思うんですね。この辺のところ、どういう方向から考えてもこのマイナスという町民にかかる負担というのは、私はどういう理由をつけても理解ができない。この辺のところを皆さん理解できますか。町民に説明できますか。

町長、その辺のところを町長としてこういう負担の大きい源泉、これから先に契約を結ぼうとする手前、この辺の考え方を町民のほうに理解できるように一遍説明してください。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

第三天山に関しましては、ようやく動力申請をいただきまして、源泉の所有者である我々町とそれから土地の所有者との間でようやくスタートが切れておるところでございます。これにつきましては、今までの過去の積年の課題の中で、ようやく前に一步進んできたのかなというふうな思いはございます。町民の方々にもいろんなご意見、ご質問等をいただく中で、ようやくここきて1つのステップが踏まれたというふうに考えてございます。

その中で、今後、今回の配湯につきましては、我々も温泉使用料それから維持管理経費につきましても、皆様にも全協で、議員懇談会でもお話しさせていただいておりますけども、いずれにしましても議員がご指摘いただいているような使用料収入と経費を比べますと、収支が今現状ではマイナスとなっておりますので、このことにつきましては、やはりできるだけ我々としましても、黒字になるように努力をしていかなければならないというふうに思っております。

それと同時に、費用対効果は当然考えなければいけませんので、所有することによって赤字がかさむということになれば、これは町民の皆様のご理解をなかなか得られないのかなと思いますけれども、しかし、ここはようやくスタートして、今後いろいろな方法がまた考えられると思いますので、善後策を善処できるように、できるだけ我々としましても精いっぱい頑張ってまいりたいというふうに思っております。

ほかのことを例えて言うのはいかがなものかなと思いますけれども、公衆浴場も白浜町にはほかにもございますので、そのあたりやはり牟婁の湯とか白浪湯、ここもやはり現状ではプラスになってないということもございまして、このあたりもどうやってこれから赤字を解消していけるのか、この辺も庁の中でも検討しているところでございますので、いずれにしましても、今の第三天山の源泉につきましては、非常に貴重な財産だというふうに思っております。それを有効に使って、ホテルへの配泉、配湯だけじゃなくて、足湯とかそういったものにも、あるいは新たな何か余力があれば、また次の温泉が必要なところに供給していくというのも1つの方向でございますので、ぜひ皆様方、議員にもお知恵をいただきながら、アイデアをいただきながら、お話しいただければ我々としましても非常にありがたいなというふうに思っております。

○議長

3番 古久保君(登壇)

○3番

今、町長から答弁いただきましたけれども、町長の答弁はちょっと私の気持ちからしたらずれてるんですよ。この源泉を持っていて、将来的に本当に黒字になるように努力できますか。これは湧出量が物すごい少ないんですよ。75リットルしか出ないんですよ。これが将来、それは200リットルも250リットルも出てる新品のものであれば、ほかへ配湯することもできます。そやけどそれは申請の中でも75リットルしか出てないんです。80リットル出てその七掛けか八掛けかになってるんです。そういう源泉なんですよ。そのために、今度フルに出そうと思えば、近所の昔からある源泉に影響するかどうか、そういうところの問題も出てくるんです。ほん近くにあるんですから、もともと古い源泉というのは道路を挟んで向かい側にあるんですから。本来今の温泉法でいうたら300メートル以内には掘れな

いんです。そういう源泉なんです。

今の公衆浴場も赤字やということですけども、この公衆浴場は町民のためにある。また、観光客が入るために、来てくれたためにあるんですよ。公共福祉なんです。皆さん方が言われている公共福祉なんでしょう。そやけど、この旅館、宿泊施設に送るというのは、私は何ぼ考えても公共福祉とはよう捉えない。これはもう営利、金もうけ目的の企業なんです。金もうけしようと思うてやってるんですよ。そこへ我々の税金をプラスして、どうぞ商売してください、これに町民は納得しますか。その辺のところをお聞きしてるんです。私は何ぼ家族に話しても、そんなことは私らは辛抱できん。町民の何人かに聞きました。そんなばかなことが今の世の中にあるかと。これ自分の家の金やったらどうするのかと。そんなお金をよう出すかと。家計の中でそういう支出をようするかと。そういう思いが、私だけかなというふうに思うて聞いたんですけども、この辺のところには心は痛みませんか。私は痛むんですよ。これは将来に続くんですよ。

私はもう75歳です。さっき言いましたけど後期高齢者です。もう生きてもしれてる。そやけど町長もいつまでも町長じゃない。職員もいつかは退職される。このままずっと続くんですよ。契約を結べば。相手がおらんようになるまで続くんですよ。これをずっと抱えていくんですよ。その辺のところを私は皆さん方に何とか理解してほしいなと思うんです。

ですから、この源泉については、できれば240万円払わんなんという契約を結ぶのであれば、240万円で買ってもらいなさいよと、ホテル側に譲ったらどうですか。それなら町民は何もないんですよ。何の心配もない。これは別に町民のために有効に有益に使っているわけでも何でもなし。今まで50年間ほったらかし。だから、そういう源泉をいつまで持つておるのか、抱えておるのか、この気持ちが理解できないんです。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今いろんなご心配されることは、私も理解できないことはないと思います。今のご意見をいただきましたけれども、やはりこの源泉につきましては、ようやくスタートしたばかりでございまして、まだまだ今後できることが私はあると思います。今までの経緯をずっと踏まえていきますと、当然これは町の、本当に貴重な温泉でございまして、ここを今すぐにじゃあ手放すとかふたを閉めるとかいうことは、逆に町民のご理解、あるいは温泉会社さんのご理解が得られないのではないかなというふうに思っております。実際有効活用していくと、これを最大限活用して新たな公共福祉に資するというので、私は広い意味で見れば観光産業にも寄与していくというふうな形で温泉観光にも十分寄与しますので、当然これは一民間企業といいますかホテルのほうに配湯しますけれども、それも広い意味では公共福祉に資するということになると思います。

当然経済効果も大きなものがありますし、ですから議員が心配されるような収支マイナスがふえ続けるようなことがあってはなりませんけれども、いろいろ今までも紆余曲折がございました。今後も当然そういったいろんな課題はあるかとは思いますが、現状ではマイナス収支だからといいまして、相手方に戻すとか第三者に権利を売るということは、現状では考えておりませんし、それこそ町民の感情を考えれば、今この源泉の所有者である白浜町がこれをしっかりと持って、今の赤字がふえないように、そしてまた黒字に転換できるよ

うに努力するのが、私ども町の責務だというふうに考えてございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

町長の言われることはわからんでもないんですけど、具体的にどうするか。黒字になるためにはどうするのだと、こういう考えがありますよと、新しく契約を結ぶ前にこれは一部契約であると、一部ホテルだけであると。将来的にどういう発想があるのか、観光のためにどういう役に立つのか。あの湯崎浜広場に大きなスーパー銭湯でも立ててそこへ温泉を送るとか、そういう計画でもあるのか。であれば、何とかその説明も私は素直に受け入れたいと思いますけども、今の町長の答弁では、将来どうなるのか全然わかりませんよ。どういうふうにこの源泉を有効利用されるの、取り組んでいかれるの、町民の利益にどうつなげていくんですか。もう一回聞かせてくださいよ。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほど申し上げたように、源泉の所有者である町がしっかりとその辺は今後、具体的にどういうふうにしてこれを有効活用していくのかということ、もちろん具体的にお示しをしていきたいと思っております。ただ現状は、どういうふうに、今スタートしたばかりでございますし、まだ契約はこれからでございますので、実際にどういったことが問題になってくるのか、課題となってくるのかというのは、まだ現状では、私自身も、庁の中でも、具体的にまだピックアップできておりません。そのあたりはご理解いただきたいと思うんですけども、実際ほかに皆さん方からいろんなご提案をいただいた中で具体的に本当にそういったものが有効であれば、それは当然のことながら今後、この第三天山にかかわらず考えていきたいというふうに思っております。

まだ現状ではそういった案、プランはお示しできませんけれども、やはり源泉の所有者である町と、それから配湯先であるホテル側とのこれからの折衝といいますか交渉にもつながっていくと思っておりますし、当然今現在赤字というふうな形に数字上はなっておりますけれども、今後これで決して納得せず、満足せずに、これから相手側ともいろいろな交渉を続けていきたいというふうに思っております。実際に皆様方からぜひこういったことはできないのかというふうな、具体的にご提言をいただければ、前向きなご意見をいただければ、それも検討していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、現状はそういった形でやっこの問題が解決したわけじゃなくて、これから私はスタートするのだというふうに思っておりますので、前向きにぜひまた具体的な建設的なご意見をいただきたいと思いますというふうに思っております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

私は今、これを何で質問をしているかというのは、今がスタートの段階やから、今だったら何とでも方向を変えられるという意味で今質問をさせてもらってるんですよ。契約をまだされてないんです。まだ案だけしか出てないんですよ。これから新しい契約をしていくんで

しょう。契約をしてしまったら守らないかんのですよ。もう後戻りできないんです。だから、今これを質問させてもらってる。将来的な心配も、今町長に投げかけさせてもらってるんですよ。

そういう意味で、行政側も最後に、行政側の利用申請のところに出てる業務報告ということで、適正採取量検討業務報告、観光課が窓口になって中央温泉研究所が出したこの資料の最後の締めの中に、この源泉に対して温泉診断と適切なメンテナンスの実施をしなければならない。第三天山源泉は掘削後50年を経過しておると。源泉構造等が明確となっていない部分もあり、老朽化や腐食、埋没等も考えられる。今後安定した利用を計測するには、坑内診断を行い、温泉の中の診断を行い、問題が明らかとなれば、浚渫や修繕等の適切なメンテナンスを実施し、対処する必要があるという形で締めくくっておられる。

将来的にこういう心配がある。これに対するお金がかかる。町民の税金がかかるということも、ここへ結果として出されてるんです。これを我々は抱えていくんですよ。だから、その辺のところを心配して質問してるんですけど、十分に考えていただいて、何とかこの源泉、これから先にほんまにお金がかかるような源泉をいつまでも持つておくべきか、そこら辺の判断も含めて、議会の皆さんにも呼びかけて、契約する前に一遍議会のほうにも相談してくださいよ。

私はもうこの源泉は要らないと、町民の代表として大きな声で言います。こんな金食い虫の財産は要りませんよ。将来負の遺産になりますよ。

そやけど、温泉の源泉というのは大事なものですよ。これは貴重なものです。この捉え方はもう変わりません。白浜温泉は歴史の深い温泉なんですよ。昔はどんどん自噴していた温泉なんですよ。それを大事なということはわかりますけども、この今の行政の姿勢というのは、私は理解できないということで、この質問はここで締めくくりたいと思います。

終わります。

○議 長

以上で、1点目の第三天山源泉「温泉に関する契約」の新たな契約締結についての質問は終わりました。次に、2点目の請負業者の格付に伴う工事指名競争入札執行についての質問を許可いたします。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

この質問の前に、この間県議会の質問の中に知事が答えておられます。県知事は、一般競争入札とそれから指名競争入札について質問された中で、指名競争入札は独占禁止法の疑いを持たれると、だから、県としては、指名競争入札はしないというふうに答えておられます。

そんな中で、県は幅広いですからそれでいいかもわかりません。白浜町としては、今まで一般競争入札はされておられるのか。それとも、それからずっと指名競争入札で地元の業者を守るという意味で、指名競争で通されておるのか、その辺の見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

古久保君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

工事に関しましては、基本的に指名競争入札をさせていただいてございまして、いわゆる全国に幅広くこういう一般競争入札という方法はとってございません。ただ物品等特殊なものについては、幅広く公募を掛けてやった場合もありますし、同じ競争入札の提案につきましても、ある程度のエリアを拡大かけて募集をかけるというようなことはありますけども、これも一般競争入札という定義からすれば、少し違うという形になりますから、県知事が申されたような、不特定多数といいますか全国への全ての事業者さんに公募をかけるような一般競争入札というのははまだ実施したという経過については、ちょっと記憶がない状況でございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

課長、答えていただいたとおりだと、私も今想像はしていたんですけども、一般競争入札は、今国のほうでもかなり問題が出てます。名前を挙げたらどうかと思いますが、大林組のああいう問題も出てます。そういう中での独占禁止法というところに抵触するというので、これも内部告発があったからできるのだろうと思うんですけども、そういうおそれがあるので、白浜町としては工事については、指名競争である。その指名につきましては、選定委員会がある。まず、業者のほうから申請が出て、経営状況から全ての資料が出て申請があって、それを受け付けて、4月1日から指名に入る。登録ができる。

その中で、この間議会が始まる前に、資料として要望書が土木工事業者から出てますね。そういう業者からの、今の白浜町の抱える少ない工事量、これは仕方ないと思うんですよ。どうにもならんと思うんですけども、少ない中で白浜の業者は行政に協力していただいているというふうにとるんですけども、そんな中で、この土木の要望書に基づいて一応するんですけども、ランクづけがあるんですね。条例にも、一般土木工事の請負業者の格付及び指名の取扱要綱の中に、ランクづけされてるんです。そのランクづけの中には、格付という形で、特A級、これは5,000万円以上、請負予定価格が5,000万円以上の業者だけができる。A級も5,000万円以上、それからB級については5,000万円未満、C級については2,000万円未満、D級については500万円未満という形で、大きさをきめておられるんです。能力ですね。工事能力。余り大きな工事を受け持ったら、工事ができない、ようこなさない。竣工までに間に合わないとか、期限おくれになるとか、そういうものが出てこないように、このランクづけはされてるんだと思うんですね。ランクづけがされておりますけども、C級、D級、この一番下の予定価格が少ない中の業者、このほうにも予定価格の入札にも、今は上の業者は入ってこれるんですね。条例にも入ってます。条例にも下級の工事には、C級の予定価格にはB級も入れますよ。極端に言えばA級も入れますよと。上の業者は何ぼでも入れるんです。ですけど、C級の業者は、上の工事はとりに行けないんですね。入札に参加できないんですね。また、選ばれないんですね。だから、そういう中で、きちっとした調整がされてるのだろうと思うんです。

そんな中で、ことし4月1日から11月、この間まで、これは町の工事に対する入札調書なんです。80件近くあります。これですと見てみますと、土木工事も少なくなりました。そして、この中を調べてみると、ちょっと腑に落ちないところがあるんですね。予定価格が188万9,000円、これではB級でもC級でもないぐらいの小さな工事なんで

す。これが4月の25日に執行されてますけども、これにAランクの会社が1社、Bランクの会社が8社、Cランクの会社が7社、選定によってこの188万円の金額、少ない予定価格を、Bのランクの方が落札されてるんです。これはちょっと異常な状態だと私は思うんですけども、この辺についてはどういう選定をされておられるのか、ちょっとお聞かせください。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

その事案がどの部分かちょっと私は記憶にはないんですけども、基本的には先ほど議員がおっしゃられましたように、県知事も申されましたように、地方自治体というのは一般競争入札が原則とされてございます。特例として指名競争入札という部分も許可されていますが、有効とされておるという前提条件がございまして。しかしながら、昨今は、指名競争入札というよりは一般競争入札、こちらのほうに移行しなさいというような指示というのは、常々おられてきてございます。総務省が示しております地方自治体におけます入札契約制度ということがございまして、議員のおっしゃいますようなことも意向が載ってございます。

少し披露させていただきますと、地方公共団体における調達とは、その財源が税金によって賄われるものであるため、よりよいもの、より安いものを調達しなければならない。最低の価格で最大の効果と、これは地方自治体に求められているものでございます。そのために、地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である一般競争入札が原則とされています。一方、この原則を貫くと、調達の準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として、当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり得ます。このために指名競争入札や随意契約による調達が例外的な取り扱いとして認められています。

こういう大原則を得ながらも、総務省としましては、さらに地域の活性化の観点から、地元企業が受注し、地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえて調達がなされる必要があると、こういうことも言うております。

以上について、制度面からまとめると、地方公共団体の調達について定める地方自治法では、最も競争性、透明性、経済性等にすぐれた一般競争入札を原則として掲げつつ、一定の場合には指名競争入札、随意契約による方法により契約を締結することが認められていると。

それで、一番重要になってくる部分は、官工事についての中小企業の受注に関する法律というものがございまして、これは地方公共団体は国の施策に準じて中小企業の受注の機会を確保するために必要な施策を講じるように努めなければならないと、こういう縛りもございまして。一般競争入札が原則としながらも、地域経済であったり中小企業に配慮するようなことも求めているという状況でございまして、白浜町としましては、一般競争入札を求められながらも、指名ということで、地域を絞って町内業者の受注の機会をふやしていくということに努めておるところでございまして、額面につきましては、当然ランクをつけさせていただいてございまして、Cランクの方ができる工事というのは、B級の方、こちらの方はなし得るという資格を、それ以上の資格を持っていると。特にA級にいきます、また特Aにいきますと、もっと大きな事業所になりますので、当然Cの事業者ができる部分はその事業者もできるという資格要件になってきますから、ある一定の条件の部分については、C級に限らず白浜町内の事業者と近隣事業者、そういうのを含めて価格が低くても受注の機会を与えてい

くと、そのようにしているところでございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今、課長からる説明がありましたけども、あまり長いこと説明されてもちょっと私の老人の頭では理解しにくいので、大ざっぱなところだけ、この自分の手元にある資料でないと質問できませんので、お聞きしたいと思うんです。

この条例は白浜町がつくっている条例なんですね。その中にはやっぱり、第2条の4項にも、小規模の工事についてはできる限り下位級の業者を優先して指名し、下位級業者の育成に努めるものとするというふうな条例があるんですね。私はこれはやっぱりすべきだと思うんです。今、私は白浜町内の土木業者、建設業者、私が若い時分に商売をしていた時分のころからすると、業者は本当に少なくなってます。商売にならないんです。廃業された方がたくさんおられます。知っている限りでも大分おりますよ。今、そういう白浜町の現状なんですね。そんな中で、唯一仕事が出てきたときに、やっぱり下級の業者を育てるという意味で、この180万円は本当にDクラス以下、Dクラス500万円以下のこの工事に対して、Aランク、Bランクの5,000万円以上の仕事ができる人を指名する、しなくてもいいんじゃないかなど。私はこの金額であればCランクだけで、Cランクというのは2,000万円以下なんですよ。80万円から48万円、50万円以下のこの入札においても、Bランクが4社、Cランクが9社と、100万円以下の入札においてもこういう現状なんですね。これやったらCランクだけでできるのやないかと、それはBランクはできますよ。そやけどこういう金額の予定価格の小さいところまでいかなくてもいいんじゃないかなという気はするんですね。

もうこれを見ると、ずっと精査していくと、白浜町の土木工事でこの半年間に大きな金額が出ているのは一番大きいので4,000万円ですよ。4,000万円いうたらAランク以下、Bランクかな、Bランク以下、みんなができるんですね。そんな中で、Aランクだけしか入札で選ばれてないんですね。4,000万円であれば、もうAランクになってるんです。そんな中でAランクだけで入札されてる。本来ならこれはBランクも入れても入れるはずで。Bランクは5,000万円未満になってますので、Bランクがほとんどメインや。だからAランクだけでしななければならないというものでもない。AとBが入らなければならないと思うんです。

4,000万円の入札にAランクが7社入ってて、2,900万円、3,000万円足らずの入札にAランクとBランクが入ってる。もう1つ、1,500万円の入札に対してAランクとBランクが入ってる。1,600万円の入札に対してAランクとBランクが入ってるんです。これが大体普通なんですね。だから4,000万円と踏んで、4,000万円はAランクだけというふうな形で選定されてる、この辺の理由、業者の方々は課長級が選定されてるのだろうと思いますし、また、この選定については町長の専権もあるので、町長の気持ちもあろうかと思うんです。

やっぱり今業者のほうで、要望にも出てますように、もう少し業者の身になって地元の業者を大事にすると。やっぱり下級の業者を育てるというあたり、育てるというたらおこがましいですけども、行政が育てるというのはおこがましいけども、やっぱりそういうふうな形

で協力してもらえ体制づくり、将来に対して地元の業者というのは行政のために物すごい頼りになるんですよ。特に災害なんかが起こったときには地元の業者の人しか対応してくれませんよ。大手の業者に頼んだところで、即来てくれませんよ。そういう意味でも、地元業者を大事にさせていただく、また、育てていただく。そういう気持ちで、ちょっと理解できるような入札方法を考えてほしいと思いますけども、どうでしょうか。

○議 長

古久保議員発言の中で、指名委員会の長は町長ではなくて副町長が指名委員会の長でありますので、そういった町長の思いであるとかそういうようなものは一切入る余地がございませんので、その点だけ発言の訂正をお願いいたします。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

それはもう間違いはないんですか。

○議 長

それでは答弁をお願いいたします。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

指名委員会につきましては、副町長をトップとしまして、課長級で決めてございまして、町長ははずさせていただいてると。これは言葉は悪いですけど、町長の業者に対する癒着とかそういうことがあってはならないということから、はずさせていただいてございまして、それも多くの職員を抱えて、指名の選考を図るということにしてございます。当然指名委員会で指名選考された業者をもって町長のほうへ決裁を上げますけども、そこで町長から異議の出るということは、今までもございませぬし、あり得ないという状況でございまして、その辺の透明性についてはご確認いただきたいと思っております。

古久保議員のおっしゃるように、地元業者の育成という部分については、一定の配慮というものは必要だというような観点から、選考も行ってございますが、ただ国からは言われているのは、全て撤廃しなさいと、一般競争入札でいきなさいという通達が既に何本も来てますから、この辺については議員の思い、我々の思いと公平公正透明性という部分とでかい離があるのかなと。ただこの指名競争入札というのは、許されてございますので、これがだめとなったら一般競争入札にしなければならないんですけども、これは先ほども申し上げましたような地域割であったり、地元の業者育成という大きな観点がございまして、そこは町としても頑張って考えていきたいなと思っております。

ただ先ほど申された、例えば1件の、4,000万円の事業者が、工事に関しましてB級の方が入っていない事例があったと思うんですけど、これはちょっと私は手元に持ってませんので何とも言えないんですが、何らかの理由があるとは思っています。基本的にはC級ができるものはB級ができる。B級ができるものはA級ができるという中で、ある程度考えさせていただいておるところでございまして。

白浜町の事業自体が、億を超える事業というのは数がしれてまして、C級の2,000万円を超える事業というのも、それほど年に数多くないというような状況がございまして、C級という業者の育成だけではなくて、やはりB級、A級についても受注の機会を与えていくというのは必要だと思っております。例えば2,000万円以下の事業であれば、A級

もB級もC級もできますから、ここはそれぞれこの工事に対しては同じ実力があると。そこで競争していただいて、落札していただいたらいいので、あえてB級をはずす、A級をはずしたからということで、入れたからC級の方に不利益が生じるということにはならないと思っておるので、受注の機会をふやす。

ただ、この機会に、ほかの、例えば別の市町村の同じようなランクの人を入れるということになれば、町内育成という部分は違ってきますから、そういうのは現状は排除させていただいてますので、町としても、やはり町内業者の中で競争原理を働かせていただいて、最低の価格で最大の効果を生み出すような機会を広く与えているという状況でございます。

○議 長

古久保君の一般質問は11時1分まででございます。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

課長の説明はよくわかるんです。それやったら、やっぱり下級の業者を育てるところで、もう少し優遇する。Aだけというところ、これもBも入れる、4,000万円であってもAだけで入札する、これはBが入ってもええのやないかと。本来ならBのところへAが入ってくるという考え方でいけると思うんです。だからその辺のところのランクづけ、条例にはちゃんと下級にも入れると、下の予定価格のほうにも入れるということになってますけども、この辺のところをもうちょっと広ぐね。

また、小さい金額にBやAが入ってくると、これもまた問題があるんですよ。仕事量が少ないのはわかってるのだけど、だからやっぱりこの辺のところを、仕事量もこれは半年でトータルで2億3,000万円ほどなんです。それだけの工事をこういう業者の間で受注されてるんですけども、だからこの辺のところをもう1回ご検討いただいて、ちょっと選考のほうで考えていただく、理解できるようにお願いしたいと思うんですけども、これはもう時間がないので、どうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

古久保議員おっしゃることもよく私どもはわかるんですが、これは昔から高度成長期の工事がたくさんあって、地域で公共事業が活発に行われているときであれば、A級の方も受注されて、B級の方も受注されてという中で、小さな部分はC級に絞ってやっていくということはあるんでしょうけども、全体事業がやっぱりそれほど多くなってきておりますので、そしたらC級だけに絞りますと、町の発注自体がC級ランクの部分が大半になってきますので、B級、A級の請負がないという状況もありますから、ただB級、A級を入れてもC級ランクでできる部分の工事があるので、そこは競争して落札していただいたら、受注の機会を与えていますので、これを切ったのだったらあれなんですけども、その辺はちょっと今の状況ではなかなかC級だけにとりあえず運用するというのは難しいというのをご理解いただきたいと思います。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

課長の言われるとおりでと思います。一応統計的に出してみたんですが、Aランクが大体半年で12件、Bランクが18件、Cランクが26件と、まあ言えばCランクの工事のほうが多いという結果は出てるんです。出てるんやけども、こんな何十万というところにBが入ってくるというのが、そこまで来んでもええやろうという気持ちがあるので、そういう思いで質問させていただきました。今後ちょっとご検討をいただきたいと思います。よろしく願いします。ありがとうございました。

終わります。

○議 長

以上をもって、3番古久保君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 11時00分 再開 11時05分)

○議 長

再開します。

8番三倉君の一般質問を許可します。三倉君の質問は一問一答形式です。安全で豊かなまちづくりの中での質問を許可します。

8番 三倉君（登壇）

○8 番

登壇順に従い一般質問を行います。質問の少し前になるんですけども、質問の選択肢として総括質問と一問一答がある中で、内容的に私は今回の内容は総括に近いんですけども、項目ごとにちょっとお聞きしたいものですから、一問一答方式をとらせていただきましたので、済みませんけどその辺をお許しいただきたい。それから、通告してる中で、項目は通告してるんですけど、内容についてあまり詳しくというかしてない部分が多いんです。私は今まで質問をさせてもらっていて、提案申し上げた話について、できないことについての答弁ばかりいただいているのが多かったものですから、それだったら別というような思いと、それから、答弁の内容の中で、僕の質問の中で数値をいただくというような形の質問が割と少ないものですので、そういう格好で余り内容についての通告はしてないということをお含みおきいただきたいと、このように思います。

それでは、質問いたしますが、去る11月17日6時半、日置川地域で町政報告会が催されました。私は報告の内容はともかくとして、この催しと申しますか、町政報告会に対しまして評価をしたいと、このように思います。

それでは、質問いたします。

質問事項につきましては、通告しております。安全で豊かなまちづくりという中での事項で、防災の避難地について、それから被災後の復旧・復興への課題から思うことという形で通告しております。

また、2つ目の住居表示について、このことにつきましては、今まで3度質問しているんですけども、納得のいく答弁をいただけてないので、なぜどうしてこの事業に取り組めないのかと、それともなぜ取り組まないのかということについてお伺いしたいと思います。

3つ目の、旧空港跡地についてであります。この件につきまして、昨日、同僚議員の楠本議員からも町長に対するお考えをお伺いしていた中の質問にもなるわけでありまして、跡地についてどのような考え方の利用法を考えておられるのかということ、以上3件につい

てお伺いし、質問いたします。

先の町政報告会の内容は、平成29年度の主な取り組みということで、町長の報告でありました。1つ目として暮らしの取り組み、2つ目に子育て、教育の取り組み、3つ目として介護、医療の取り組み、4つ目として観光産業の取り組み、5番目にその他の取り組みという大きく5つの項目から報告をいただいたわけであります。全体的に見て、私のひがみかもわかりませんが、日置川地域の取り組みにもう少し力を注いでいただきたいというような思いもしました。今後、これからの日置川地域についての取り組みについてお伺いしたのと、白浜町全体の被災後の復旧・復興についての取り組み方等についてどのような考え方を持っておられるのかということについてお伺いしたいと、このように思う次第であります。

1つ目の豊かなまちづくりの中で、暮らしの取り組みからであります。防災対策事業についてお伺いしたいと思います。

先の町政報告会では、避難所21カ所に避難誘導灯や防災倉庫を設置してあると説明報告をいただいたわけであります。また、自主防災組織への支援ということで、防災対策事業補助金600万円を設け、事業に取り組んでいるという旨の報告でありました。日置川地域にあっての避難所についてでありますけれども、市江地区に3カ所、笠浦に2カ所、志原地区に4カ所、日置地区に3カ所、塩野地区に6カ所、大古地区に6カ所、矢田地区に2カ所、安宅地区に6カ所と田野井地区に3カ所の、合計35カ所の津波避難場所が日置川地域に設けられてあるということであります。この35カ所の避難場所までの避難道路については、どのような状況にあるのかということであります。

津波が来たら、まず高いところに逃げろというのがうたい文句、また合言葉のように思っています。笠浦地区、志原、それから矢田地区の避難所は地区の裏山というように記載されています。大古地区には、瀬田谷とそれから秋葉山、安宅地区は開墾地ということであります。この避難場所への道路については、私は昼間は余り危ないと感じる道路ではありませんが、私より年配の方々にはどうなんだろうかと。それと、地震津波の発生は昼間の明るい時刻に起こるとは限りません。夜間における避難場所までの安全性について、いま一度ご一考いただきたいと、このように思うわけであります。特に瀬田谷と秋葉山の避難場所への避難道路へ向かうに当たり、谷といたらいいのか、水路といたらいいのか、その箇所があるわけですね。その点についてどうかということであります。検討と申しますか、より安全な対応を考えていただくべきではなからうかと思うわけであります。

それから、日置川地域の海岸線、それから河口付近の浜町地区や河口に近い日の出地区への避難場所ができてないと申しますか、ないように思うわけであります。きのうの長野議員の質問の中で、昼間訓練して、訓練の中で日置川地区については避難場所まで到達できたというような意味合いに私は受け取ったんですけども、それからして、この場所について、議場に同席されております大江消防長の家からだったらすごく近いんです。近いというのは河口に近くて水際に近くて避難場所まで遠いところにあるわけですね。大江消防長については若いのでということになりますけど、そのあたりに老人の方も何人がいらっしゃるわけですね。その方については、5分で果たしてそこへ行けたのかというのが私は甚だ疑問で思うわけですね。ただその地区についての方が参加していたか、してないかということにはわからないことなんですけど、そんなこともあります。

防災マップがあって、日置海岸、日置川河口付近にあっては津波到達時刻はプラス1メー

トルで3分と、3メートルで5分、5メートルで6分、10メートルで15分と記載されているわけですね。津波による浸水の地域はこの時間帯に避難することを強いられるわけで、高台なり避難場所へ避難しなければならないわけですね。日置川地域全体で高齢化が進んでいる中で、この地区も高齢の方が多くいらっしゃいます。避難にかかる時刻は若い方々と同様にはならないと思ったりもするのであります。したがって、地震が発生して、揺れがおさまる次第、すぐ家から出て避難場所に向かって逃げることは、なかなかスムーズに事が運ばないように私は思うわけであります。少なくとも3分から5分近くの時間を要するのではないかと考えるところでもあります。そういったような形の思いの中から避難場所をつくっていただきたいというよりも、確保していただかなければならないのではないかと考えるわけであります。

それと、先にも申しましたように、津波は明るい時間帯の昼間しか起きないという災害ではありません。夜中に発生したとき、停電が起こり、暗闇の状況の中で5分という時間はすぐに過ぎてしまうように思われます。現在、正光寺さんの所有地の寺山に避難場所を設けてあります。当該地区の方々には避難場所までの避難時間は7～8分かかると思う中で、地震が起き、揺れがとまり、家から外に出るのに5分、今ある避難場所まで大体7分から、年寄りでは13分近くかかるのではないかと考えるわけであります。これは、今申し上げたような時間は、昼間のことで、きのう長野議員の質問の中でも、避難の想定は昼間だったので、夜だったらちょっとわかりにくいというような、課長の答弁でもありましたけど、そんなことから、津波が押し寄せてくるまでの時間帯に、果たして寺山の避難場所まで逃げることはできるかというように思う次第であります。

それと、いま一つは日の出地区の日出神社から日置大橋にかけての住民の方々についてであります。このの方々についても避難場所が今ないわけでありまして、避難場所へ行くまでに時間が足りてるといふようなことであつたんですけども、なかなか避難道の整備というのが余りうまくできてないように私は思う中で、質問し、答弁を賜りたいと思います。

○議 長

三倉議員の一般質問を許可しましたが、質問の事項が明確にちょっと把握できない点もございまして、そうしたことで、当局につきましての答弁が難しい点もあるかと思いますが、2回目からの質問は、もう少し質問事項を絞ったような形で済みませんが質問していただきたいと思っております。

それでは、当局は答弁できますか。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま三倉議員から、安全で豊かなまちづくりの中で、特に日置川地域での防災対策につきましての、特に避難地につきましてのご質問をいただきました。

現在、日置区の日の出地区につきましては、避難地がないということでございます。町はどのような対策を考えているのかということのご質問かと思っておりますので、それにつきましては、現在も地元区とも協議をしているところでございます。その中で、地元区からは、避難困難を解消するための方策としまして、津波避難タワーを白浜町土地開発公社浜田団地付近に1基、そして本町付近に1基、計2期を建設する要望を受けてございます。今後も協議を深め、用地の確保や施設のあり方など検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

やっぱりつくらなあかんというんですか、確保せなあかんというような答弁はいただき、地元の要望に応じていただけるような町長の答弁であったので、ありがたいなと思うわけがあります。

そんな中で、私は今の町長がおっしゃった話の中の本町地区ですか、そのあたりについては、本町だけに限らず、浜町、上町地区の一部、もちろん本町地区も入るんですけど、その場所として、今現在消防署があるわけです。正光寺さんの前の空き地のあたりにあるんですけども、その消防署が倒壊のおそれのある建物なんですけど、上には区民集会というような形であるわけですけど、その建物を、私は今避難タワーと言ってるんですけども、避難ビルのような格好の建てかえをお願いできたらなとか、そういうことを発案するわけです。

というのは、避難タワーであつたら避難だけにしか使えないことですし、その避難がいつか来るであろうというのが10年先か20年先か、はたまた5年先かわからんわけですよ。それは5年先に来たらすぐに使えるというか利活用になるんでしょうけど、その間、結局利活用というのはそれだけのもの固定されるように思われるわけですよ。それからしたら、この場所、避難ビルにさせていただいたら、下はもちろん消防署で今も消防署で使ってますけども、消防署として使えるのでは、もちろんそのまま行ける話ですし、倒壊のおそれのない建物にさせていただくことになるわけですから、上は集会所として少なくとも年中利用できるという形になるのではなからうかと思うわけですね。

あその場所は標高が10メートルぐらいだと推測するんです。10メートルであつたら、2階にしたら2階から上は13メートル、15メートルになるものですから、安全地帯になるのではなからうかと思うわけですね。それで、津波の場合には、押し寄せてきてあとの引き返しがえらいということになるわけですけども、あのあたりはすり鉢をひっくり返したような地形で、あのあたりが一番高いんですね。だから一番高いから津波が押し寄せてかぶつてきても、その後引き返しは日置川のほうへ流れて、日置川のほうから引き返すということになるものですから、被害的にも来る津波についての被害は割とあるでしょうけど、引き返しについては少ないように思いますし、そういったことから、私はこの場所について、避難ビルを一回考えてみてもらえたらどうなのかなと思ったりするんですね。

それは、用地についても、前にも検討していただいたというようなことがあるらしいんですけど、避難タワーについて、検討していただいたんですけど、用地的にそういう場所がないというようなこともあつたということも仄聞するんです。それで、今だったら国土強靱化の中で補助金もあるでしょうし、何といてもそのためというんじゃなしに、多額の金を費やす中で、日ごろ利活用できるものというのが有効利用していけるというのが一番大きいんじゃないかなと思ったりするわけがあります。

それから、日の出地区にあつては、日置川大塔線の森田川にかかる橋から真つすぐ国道に向かって4メートル以上の避難道路をつくってもらって、とりあえず国道まで行くと。国道からあとの浜田の団地なり、寺山周辺なり、そういった浜田の団地に行けるというような避難道路の整備というような形のことも念頭に置いていただけないかなと思ったりするんですけども、いかがでしょうか。

これは、僕は通告を余りしてないので、するとかせんとかいう即答はいただけないとは思いますが、検討課題の余地があるんじゃないかなということから、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

こちら日置だけじゃないんですけども、津波避難困難地域の解消につきましては、町の責任において解消に向けて取り組むということになってございますので、いわゆる津波避難困難地域に対しましては、防災補助金ではなくて町が直営で何らかの対策を講じていくという大前提に基づいて地元と協議をさせていただいてございます。

議員ご指摘の部分につきましては、私は総務課長ですので防災の一番上のほうに立つわけですけども、避難タワーの2基のご要望をいただいております。先般の長野議員のときにもご説明申し上げたんですが、基本的に国、県の指標に基づく津波避難困難地域というのは、1人の歩く速度から脱出できる時間ということで、津波避難困難地域が指定されてございますので、それに基づいて昼間ではございましたが、健常な方に避難行動をとっていただいた。そのときには、当該地域につきましては、避難困難地域外に脱出できるという状況であったと認識してございます。

しかしながら、地元としましては、議員がおっしゃるように、私も申し上げましたが、昼間に地震が来るとは津波が来るとは限らないですし、常に健常な方ばかりではない。もしかすると地震によって避難路が閉ざされているという状況も想定できるというような課題が出てきたところでございます。そうした中で、地元からは実証実験の中で困難地域を脱出できたから、対策が要らないという理論上の話では、やはりこれは落ち着かない話になってくるという中で、どういった対策を必要とするのかという部分については、地元と膝詰めの中で話をさせていただかないと、全てのことを解決するというのは、なかなか難しい話でございます。

1つ例に挙げますと、寝たきりの方が避難できる体制をどうとれるのか、施設整備はどうかできるのかと言われましても、これは非常に難しい問題でございます。ですから、その点につきましては、地元との協議の中で町でできることを1つずつ協議が整ったところからやっていくという考え方でございます。ただ、国費、いわゆる国の補助金をいただこうと思えば、当然理論上のお話を説明して、そこに一定の理論がないと、なかなか補助対象にならないということになってきますから、全てのところと同じような条件で同じものが整備できるかという、なかなか難しいところがございますので、現在は町と、例えば県のパワーアップ補助金等々で対応できる部分の速やかな部分に対応していこうということで、事業化のほうに取り組んでございます。

ただ、タワーとか避難ビルとか、そうした部分については、ここに1つ、ここに1つという次、次、というような形で国のほうへ要望を上げていくのはなかなか難しい状況がございまして。白浜町全域で、ここにはこれ、ここにはこれという全体計画を出した中で年次計画を定めて、予算要求をしていくというのが大体の筋書きになります。

ただ、議員がおっしゃられましたような国土強靱化といいますか、そういう部分の起債といいますか、そういう部分はありますので、それが使えれば、それを有効に使ってできると

ころからやっていくという方法もございます。それは今協議をしながらやっております。

ただ、避難ビルというお話がございましたけども、地元からはタワーを2基設置していただきたいと、このご要望なんです。私から防災のほうに指示しているのは、本当にタワーが必要なのかという、ここの議論なんです。だからその辺をもう少し詰めさせていただきたい。タワーは鉄骨で足場を組んで上のほうへ避難する施設なんです。これについても富田の避難タワーを日置の皆様方に確認いただいたという経過もございます。本当にこういうもので、避難を、こういうものの設置を望んでおられるのか、実際どうなのかということで、それについてはあの形式のタワーを2基要望されているというようなことでございますので、そこら辺をもう少し詰めさせていただかないと、いろんなご意見はほかにもあるのだろうと思っておるところでございます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

今そのタワーを2基、それは日置川の場合ですかね。私は今、質問の中で、地理的にもう少し富田地区についても白浜地区についても精通したらそういう質問ができるんですけども、余りそっちのほうの地理的にそういうのが精通してないものですから、だから特に日置のことについてということで質問させてもらっているということもお含みおきください。

そんな中で、2基のタワーということですけど、私はタワーはタワーなんですけども、避難ビルにこだわるということについて、後の質問の中で申し上げたいと、このように思います。

それで、今そういうことに取り組んでくれている中で、万全ではないにしろ、万全に近い状況で1つずつ取り組んでいくことをいただいたものですから、そのことについてスピードアップして取り組んでいただけるように、希望します。

次に、そういうことですので、一応避難タワーというんですか、そのことについて後でもう一回話をさせてもらって、一応この項目については仮に終わって、次の被災後の復旧・復興に対する課題からと思うことについて質問をさせてもらいたいと思います。

そのことで、町の地震、津波、災害対策計画編の中で、3連動の予測になるのでしょうか、それとももっと大きな激震の南海地震になるのでしょうか、その予測として、建物被害として町内の建物総棟数1万3,800棟のうち、揺れ等による全壊棟数が3,300棟ほどと予想しているそうであります。揺れについて3,300棟で津波による全壊の棟数については730棟ほどを予想していると。それでまた火災による棟については130棟を予想し、半壊の棟については3,500棟という数が壊れるというようなことを予想しているということであります。それを合計したら7,660棟の建物が瓦れき化というんですか、ごみになるというんですか、そんなような状況になるということにとれるわけです。

ただ、その7,660棟全てが居住している建物ではないと思うんですけども、空き家も多くなっている昨今、非住宅家屋を25%と仮定したら、非居住家屋は1,915戸、居住できなくなった世帯は5,745世帯になるというような数字上が出るんですね。非居住家屋を30%と仮定しても、被災し、住まいをなくした世帯は5,362世帯という数値が出るわけですね。平成26年12月9日の全協の資料では、建物の全半壊家屋はそれぞれ約4,000棟というような数字でいただいたわけです。そうしますと、少なくとも5,000世帯の方々が住む家をなくすということになるわけです。

家をなくした方々の中には、一旦親戚に身を寄せる方とか、子どもや孫のところに少しの間生活を寄せてもらうという方もいらっしゃると思うんですが、大部分の方は寝るところ、横になるところの場所がないわけですね。この対応についてどうするのかということは、まだそこまでいてないと考えてないとは思ったりもするんですけど、その辺のことも念頭に入れなければならないのではないかと思いますというように思ったりするんですね。

それで、集中豪雨のように局部局地の災害とは異なって、和歌山県、紀伊半島全体がそういう状況になるようになるものですから、野営テントの確保とか、そういったことについても、夜を明かすテントの確保についても大変難しいことになろうかと思うんですね。そういうことで、備蓄なり何なりということの対応は立てられてるんですけど、ここまで具体的に今のところまでいってないんじゃないかなと思ったりするんですね。

公共施設にあっても、被災を受けた施設もありますし、また、浸水した施設もあるわけですよ。対応については、そんなことを踏まえて、これからの対応にはなるんでしょうけど、今の時点でよろしいんですけども、どういう考え方を持っておられるのかということについて、お尋ねしたいと思います。

○議 長

答弁できますか。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員からは南海トラフ巨大地震での被害の想定だと思います。その中で我々が県のほうへご報告させていただいているのは、全壊棟4, 100棟の30%を確保するというような形で1, 230棟というのが白浜町における必要戸数という数字が基本的に出てきます。それにつきましては、旧白浜空港、また、栄地区の若もの広場等々を含めて、仮設住宅の候補地として指定しているもので1, 230棟の建設というものは確保できるであろうと。1, 591棟と個別には数字は出てくるんですが、4, 100棟の30%の1, 230棟を確保できる用地というのは、現状は存在するということになります。

その点につきましては、用地としては今のところはあるのであろうという位置づけでございますが、議員のおっしゃるような、そうした仮設住宅を建てる前の物資というんですか、そうしたものが確保できているのかというご質問であろうかと思っておりますけども、なかなかそこまでの確保というのは非常に難しいと。財政的にも膨大な費用になってきますし、南海トラフ巨大地震というのは千年万年の対策になってきますので、和歌山県におきましても、現在とり進められているのは、3連動地震に伴う部分を早急的に実施されておりまして、巨大地震については、理論上の数字でございますので、その辺についても並行しながらやっていくという状況でございますから、私どももできるところから進めていくというような状況でございます。

ただ、津波避難困難地域は千年万年と言われても、人命に直結する問題ですから、その部分については早急な対応も並行して進めておるという状況でございます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

今巨大地震について私が申し上げたので、だから今起こり得る地震がどういう形のもので

あるかというのは予測し難い中で、東日本大震災では予想外だったと。あれはだから1, 000年に一遍の地震が来たと、そういうことがあるので、だから過大評価というのはそれは大変難しい話なんですけど、ある程度念頭に入れた中ででの対応というんですか、できる限りの対応というのを、安心して安全で豊かなまちをつくるという町長の公約でもありますし、その辺と住民が不安にされている中で、そういうことの備えがあるというような格好の対応に取り組んでいていただきたいと思うわけです。

今、話で仮設住宅云々というのはまた後で、仮設住宅用地の確保等については後で質問をまたするんですけども、今ある話の中の、震災を受けた日からその晩からどうするかということについて、やっぱり津波によって浸かったところについてはそういうことにならなんでしょうから、その辺についての対応もある程度念頭に入れて確保するというのかな、そういう形のものというのものもある程度つくっておかなくてはならないのではないかなということをおっしゃるわけです。

それは、今課長から答弁をいただいたものですから、ある程度そういうことを踏まえた中で、対応していただけたらと思うことで、この件についてはこれでちょっと終わり、次の質問といたします。

次に、ごみ、瓦れきになった家屋の処理についてであります。当該家屋が半壊家屋を含めて7, 660棟と、それは巨大地震のことであるでしょうけども、でも巨大地震でなくてもかなりの量の家屋が倒壊するという中で、私は巨大地震について、いただいたパンフレットというマップの中から想定して質問させてもらっているわけでありまして。これからして7, 660棟と予想されるわけです。今の家屋というのは大体35坪以上あるように思われます。倒壊家屋の中には、納屋も含めればもっと小さいような面積になるということですから、勝手に私は、半壊家屋の大きさについては30坪ぐらいかなというように予想して数量を拾い出しました。数量から拾い出すと、30坪とした場合、今の解体屋さん聞いたら、そういう方に聞いたら壊れた家屋から出る廃棄物というんですか、何もかも含めてですけども、瓦れきになるのか柱になるのか、それを全部含めて1坪で大体3立米ほどあるらしいんです。そうしますと90立米に7, 660棟を掛けたら68万9, 400立米の瓦れきが出るんですね。その瓦れきを、今度は瓦れきというんですかごみというんですか、それを一律5メートルぐらいに積み重ねても、結局13万7, 880平米の用地が必要なんですね。これは一応ずっと置いておく場所ではなしに仮置き場にしても、これだけの用地の場所が必要ということになるんですね。

その話の中で、津波の起こった後ですから、河川敷とかそういうところへ置けることにもなるんでしょうけども、だからこの辺の数字というのを、私も計算してみてもとてつもない数字だなと思うわけですね。やっぱりこういったことについてもある程度瓦れきの置き場とかそういうことも、復旧・復興に向けては確保を念頭に考えていかなければならない課題であるのかなと思ったりするわけですね。

そうしますと、今の平米数ですけども、68万9, 400立米というような数値になれば、一番わかりやすいグラウンドの大きさですか、100メートル×100メートルの大きさのグラウンドでも14カ所ぐらい必要だということの数値ですね。それを河川敷に置くなり何なりしたらこういう平地に置くとかそういう場所というのは減ることはできるでしょうけども、いずれにしても、これだけの場所が必要だということを念頭に置かんとあかんのじゃな

いかなというように思ったりするわけですね。

そこで、いただいたマップなんですけども、マップの中で、日置川地域の日置地区のみ、このマップから色づけしてあるのから拾い出して、1メートルから2メートルまで浸水すると予想される家屋を含めて戸数を数えてみたんですね。大体自分は今その地域を知ってるものですから、その戸数を数えてみたら、戸数はゼンリンの地図から、空き家とか空き家でないとかいうような形で調べたわけです。その中で、入居してある家族が285あって、空き家及び納屋というんですか、そういう倉庫というんですか、そういうものが190件とか190戸といったらいいんですか、190棟近くあったわけですね。これの数からしたら475軒の家屋のごみ、瓦れき、廃棄物が出るということになって、数量からすると4万2,750立米のごみの量になるわけですね。これは今申しましたように、日置だけなんです。だから、先ほど大きくは白浜、富田地区についての数量を申しましたが、日置地区にこの数値を勘定する中で、これは塩野地区の中で伊古木とか名立とか、それから名立地区は人は少ないですけども、それとか安宅、矢田、大古、志原、笠浦、市江地区は含まれない中でのカウントした数字なんです。そういうのを含めたらもう少し量はふえるということになるわけですね。それを含めてざっとしたら、今の高さ5メートルぐらいまでに積み上げてみると仮定したら、1万3,000平米ほどの空き地というんですか、そういうスペースが必要になってくるんですね。そこで、今は空き地として考えられるというか、旧田野井小学校のグラウンドだったら大体4,000平米少し前後ですから、それだったらあの分が3面分ぐらい必要という形になるんですね。

先ほど申しましたように、日置の場合だったら河川敷へ置くということも応急の場合考えられることにはなりますけども、いずれにしてもこれほどの面積が必要となるわけです。このことについて、大体、瓦れきについても、ごみ、瓦れきの仮置き場ですけども、仮置き場から最終的には処分する場所まで行かんとあかんのですけど、とりあえず仮置き場についてもどのようなお考えなのかということです。

○議長

ただいまの質問につきましては通告にはございませんが、こういった復旧・復興の関連質問であるということで特別に質問を許可いたしますが、当局の答弁につきましては、通告にはございませんでしたので、基本的な考え方で結構かと思えます。今すぐどういふ答弁がなるかわかりませんが、答弁ができるようであれば答弁をしてください。答弁が無理であれば結構であります。

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

震災後のさまざまな課題のうちのお一つのご質問になってこようかと思えます。

ここにつきましては、国、県のほうからも復旧・復興計画という部分で市町村のほうにも早くつくりなさいということで指導をいただいているところでございますが、この前町長も申しましたように、まずは津波避難対策といいますか避難の部分を率先して取り組んでおりますので、復興の先にしなければならない問題というのは、瓦れきであったり、一番問題なのはご遺体の問題とかいろいろあるんですね。そういうのは復興計画の中で想定して考えていきたい問題でありますので、ただ議員のおっしゃるような瓦れきの処理の方法であったり仮置きの方法というのもそうした中で検討していきたいと、このように思っております。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

議長から指摘がありましたように、私のほうが通告してないものですから、方向性だけお聞きするつもりで私は思っていたわけでありますけども、そういったこともあるという中で念頭にそういうことを頭の中で押さえていただく中で進めていただけたらと思うわけです。

次に、私が用意しているのは、被災が起きたらすぐに被災者の住む家がないということについてを一応書いてるんですけど、そのことについても先ほどいただき、考えんならんとというようなことをいただいたものですから、そのことは省略して、仮設住宅についてお尋ねしたいんです。

仮設住宅についてですけども、建設候補地については応急仮設住宅建設候補地として、地震津波対策計画において、旧空港跡地と栄の若もの広場と花卉団地を一部挙げているわけがあります。そう挙げていることから、いま先ほどの課長の答弁で大体埋まってあるというんですか、あるというような答弁だったと思うんですけども、これに日置川地区と椿地区について余りその記載がないんです。そのことについてどうなのかということなんです。場所があるから日置地区、椿地区については今の空港跡地へ行けというのがあるんですけど、そっこのほうはどうなというような問題であるのかということだったら、私どもとしたらにはなはだちよっといかがなものかなというように思うわけであります。その辺について、ただ、あときには報告だけであるので、その後、日置地区と椿地区についてのそういう仮設住宅候補地の用地ができてるのかできてないのか、また、これからしていくのか、その辺についてちよっとお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

仮設住宅の候補地の関係ですけれども、これにつきましては、毎年和歌山県の建設部局、また庁内の関係部局と協議してございまして、先ほどご答弁させていただいたんですが、現状としましては、白浜地域については、旧南紀白浜空港跡地、ここも入れてございまして、14万8,800平米で1,488戸分、そして、富田地域については栄地区にあります若もの広場、これが8,500平米ございまして、85戸分、ですから1つ100平米を想定しておるわけですけども、才野の花卉団地の一部で1,800平米、18戸分、これを合計しますと先ほど申し上げました1,591戸分、この用地は確保できているという数字になります。

その確保の根底となるのが、1,230戸分、4,100掛ける30%、この数字がありますので、理論上の問題で確保できておるといふ数字で届け出させていただいております。

しかしながら、三倉議員のおっしゃるように、全て道路とかが寸断された中で、例えば椿地域、また日置地域、ここが交通網がない中で仮設住宅でこっちへ移ってくるということが現実的に可能なのかどうか、また、地元の郷土愛といいますか、そうした部分からこちらへ仮設住宅へ移り住んでくるということが現実的に可能なのかどうかというところでは、ご指摘のとおりでございまして、日置の地区につきましても、現在各課と協議を進めて、候補地だけでも定めておくべきだなということでございます。1つ例に挙げさせていただきますと、

大古地区にありますアンソレイユ日置の裏側、こちらには町有地が3,900平米ございますので、ここで39戸分、日置川ごみ焼却場の前の空き地、これが1,500平米ございまして、15戸分、例えば田野井の総合運動場4,700平米であれば47戸分、玉伝小学校の運動場1,300平米であれば13戸分、市鹿野小学校の運動場1,100平米であれば11戸分等々を入れますと、197戸分、1万9,700平米ぐらいが候補としては挙げられるということになるかと思いますが、それぞれには、将来的な使い道であったりそういう部分がありますので、候補地として適切かどうかということについては、今後、各課で協議を深めていきたいと思っております。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

今課長おっしゃっていたように、一応候補地としてはあるのだが、やっぱり利用としたら難しいとか考えにくいとかほかにもあるとかいうようなことをおっしゃってくれたんですね。

そこで、私が提案したいのは、今言うように1カ所じゃなくて分散した話の中で、1カ所の候補地として、私は前々から申し上げてる旧田野井の小学校グラウンド跡地をもう少し広げて、広げた分については、スポーツ合宿でも呼べるような広さの状況にして、平素はそういう形で使うと、利活用できると。今だったらグラウンドゴルフだけしかできないのですが、それぐらいの広さにしたら、1カ所だけそうすれば、その場所については栄のグラウンドと同じぐらいの避難場所の用地の確保ができることだし、栄のグラウンドについて若もの広場については失礼なんですけど、もう少しあれを整備して、やっぱりスポーツ合宿が誘致できるような方法をとったら、そういうことで利活用できるんじゃないかなというように思うので、少し提案させてもらうような次第であります。

それはもちろん、答弁をもらうというんじゃないしに、1回そういうような形の方面からも仮設住宅の候補地というのを考えていただけたらいいんじゃないかなというように思ったりします。

それと、また被災を受けて、家屋が流出して、復興がおくれたというようなことになったとき、今の状態だったらこれからまだそこまでいってないものですから、復興にどうするかということについての手立てをこれからお考えいただくことになるんでしょうけども、東日本大震災でやっぱり被災を受けて、復興がおくれたところの過疎化というんですか、人口流出が物すごい多いそうなんです。だから、そういうことを考えた場合、やっぱり復興についての計画というものを、私が申し上げた巨大地震でなくても、それなりの対応という中でのまちづくりというのを考えていただくべきものではないかなというように思ったりはするんです。

私は、ことして3回目になるんですけど、夏に東北の東日本震災を受けた七ヶ浜町というところへちょっと行ったんですけど、そこはやっぱり三陸の津波があったりそういうことをするので、かねがねそういう対応をしてたそうなんです。だからしてたからというので、先ほど古久保議員の質問にありましたけども、土木業者なんかについても、やっぱりある程度確保してたというんですか、仕事をある程度出したような格好の中でつくって、そういう対応をしてたり、空き地についても、そういうような方法をかねがねとっていたそうなんです。

すね。そこでは、やっぱり復旧された仮設住宅というのが200戸あったらしいんですけども、その仮設住宅の200戸が3年の間にもう解決したというように聞くわけですね。それはやっぱり被災に遭ったところの住宅についての確保とか、それからやっぱり町営住宅の確保とか、そういうことができたから3年でまだテレビの中でも5年目になるけど、なかなかだということも今はよくマスコミに出ますけども、そこはそれぐらいの年月の中で対処できたということです。だから、それができたことによって、やっぱり人口の減少というのは割と少なく済んだというようなことを聞いたりするんですね。

だから、そういうことも含めた中で、今これから考えていただくことになるんですけども、復旧・復興についての計画というんですか、そういうことについて一応含めた中で早急に取り組んでいただけたらというように思うわけではありますが、少し答弁をいただけたらと思います。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

この復旧・復興計画というのは、当然大変重要な計画でございます。恐らく財源的な数字にしますと、もうとてつもない数字にはなりますけれども、実際に起きたときには何らかの形で対応せなあかん。議員のおっしゃるように、復興計画がおくれると、復興がおくれると、避難された方々が域外というんですか、町外へ住居を求めてそこへ定住されて、町自体がさびれていくというようなことにつきましても、さまざまのところからご意見であったり、ご心配があったり、現実の問題として、ご提案いただいたりというのがありますので、そういうのをないようにしていかなければならないと、このようには思っております。復興計画の着手についても、来年とは言えませんが、早急に取り組んでいかなければならないと、このように思っております。

○議 長
8番 三倉君（登壇）

○8 番

くどいようですが、私は日置川地域の利活用というんですか、そういうことを後でもまた申し上げますけども、仮設住宅の候補地になる分についての利活用というのか、そういうことについて申し上げますけど、そういったことを含める中で計画いただきたいと、このように思います。

それで、今の私が通告しております1項目目の安全で豊かなまちづくりの中での防災、それから被災後の復興についての質問を終わりたいと思います。

○議 長
以上で、1点目の安全で豊かなまちづくりの中での質問は終わりました。
次に、2点目の住居表示についての質問を許可いたします。

8番 三倉君（登壇）

○8 番

食事の時間になったんですけど、もう少しご辛抱ください。

次に、住居表示についての質問に移ります。この件の質問に関しては、過去に質問しております。平成25年12月、平成27年3月、平成27年12月、平成28年12月、4回

質問させてもらいました。また、私以外に、市町村合併前になるんですけど、正木司良さんがこの件について質問したというようなことも伺っているわけでありまして。私は今回で5度目の質問となります。したがって、大字表示のない白浜地区においての住居表示を必要とする幾つかある案件や事項については、今ここで詳しく個々に申し上げるつもりはございませんし、皆さんも重々存じ上げてくれていることと存じます。

そんな中で、住居表示をすることによって、観光のまちとしてのイメージの状況や数字にあらわしにくい経済効果が大きいと私は思うわけです。というのは、というのは、白浜の観光はひなびた田舎風の温泉街からなる観光地ではないと私は思いますし、多くの方々も、明るい開けたリゾート地の温泉のまちであると思っっていることでしょう。

実際に、町長は、今以上のリゾート地のまちづくりを目指しているのではないのでしょうか。このことに対する取り組みと実施についてでも、町長の施策というんですか、そういう面から申し上げることになるわけでありまして、おせっかいかもわかりませんが、大字のない白浜町何番地ということについて、住民もやっぱり不便を感じてるということなんですね。

例に出してみます。例えば現在の住所の表示では、和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地となっている土地があります。この表示はまことにシンプルであります、逆に田舎風で整備できていないまちをイメージしているというように私は思うわけでありまして。観光をうたうまちとして見たとき、昔のイメージを吉とするのか、このところを申しているわけでありまして。

例えば、今申し上げた1600番地に、白浜町の後に、このあたりは字でしますと巖辺というところになるそうなんですけども、その巖辺を入れて白浜町巖辺1600番地とあらわすだけで、この1600番地というのがどの辺にあるかというように想像していただけるんじゃないかと。ちなみにこの1600番地というのはこの場所なんです。役場の場所であるわけです。私はその住居表示を提案するのに白浜町のすぐ後に地番を表記してある土地全てを、住居表示で聞いたら何丁目何番地何号というような格好をイメージするでしょうけども、そういうことを申し上げるわけじゃないんです。湯崎であれば、また瀬戸であったら現在町内会の中で1丁目から3丁目ですか、何かまで表示があると思うわけでありまして。そこを白浜町瀬戸3丁目とあらわしたり、白浜町湯崎3丁目1908番地というような形で住所表示すれば、その場所が白浜のどのあたりというのがわかるんじゃないかなと。そういうことというのは、タクシーに乗った場合でも、タクシーの運転手さんがすぐにわかるんじゃないかなと。ましてや他町村からおいでの方が多い中で、だからそういうことをずっと申し上げているわけでありまして。

いま一つは、前にも申しましたが、瓜切という土地です、瓜切の中にある2927という地番の土地なんです。この土地については、前にも申しましたが、枝が2、236筆あるわけですね。普通の1つの町に近いぐらいの地番があるわけですね。2、000筆もあるわけですからね。それが果たしてわかるのかというのが、だから2927についてもそういうように思うわけですね。だから2927というのは、三段壁交差点の付近、また、千畳の付近、それから白浜台、大浦の山手にある古賀浦の旧古賀の井ですか、なんかの寮、あのあたりも2927の地番とあるらしいんですね。先ほど申しましたが、だからそこら辺を、何丁目何番地というんじゃないしに、白浜町三段どこどこか、あのあたりが湯崎何丁目になっ

ているのかどうか私は存じ上げないんですけども、そういうことを入れるということを考えてたらどうかということをお願いしているわけです。

前に質問したときに、お金がかかるからとか、それからこの事業に取り組むのに躊躇しているような答弁であたりするわけです。お金がなかったら、お金がかかったら、その事業に取り組まないのかというようなことも思うんですけども、そうじゃなしに、今僕が申し上げたようなことからしたら、職員の数を2人ほど配置すれば、あがっていくんじゃないかなと。少し頭の切れる方で、日がな勤めてくれる方だったら、職員でも無理でしょうけども、そうじゃなしに、少し頭が切れて意欲的に考えてくれる方だったら、そういうことについてはいくんじゃないかなと、進めていけるんじゃないかなと思うわけです。

それと、前の質問から地籍調査が完了していないからできないというようなこともあったんです。それは地籍調査というのは、あれは法務省の仕事であって、住所の表示はあくまでも総務省の仕事になるわけですね。だから、地籍調査は関係なしに、ただ頭に何丁目何番地であるとか、それから今の旧小字をつけるのか、通称名をつけるだけで、地番はそのまま使うだけでも、何というんですか、大きな改革になるんじゃないかと、住居表示と言える話ではないのかもわかりませんが、そういう格好で行政効率が物すごいよくなるような格好になるんじゃないかなというように申し上げているわけでありまして。

いま一つは、上富田町には南紀の台がそういう格好で大字小字がずっと入り組んでいた。ただあそこは開発が済んだから、すぐにも住居表示で南紀台何丁目何番地何号というような格好ができたんでしょうけども、白浜の場合だったらまだ開発が進むところとかまだできていない途中のところもあつたりするものですから、だから私がいま先ほど申しましたように、2927において、結局県道沿いから千畳にかけての住宅地や南紀白浜台の分譲地なんかは、例えば白浜町南紀白浜台何丁目というような格好で入れただけでも、大体その場所がわかるんじゃないかなというような格好を思って提案するわけでありまして。

いま一つ、上富田町はその部分だけだったので、地番が煩雑してたということで、そういう住居表示をもって住所地としたということで、完成したわけですね。田辺は都市化している話の中で、20年かけてまだやっているわけですね。だから、お隣の町の職員がそういうことを手掛けてやっているといるのに、なぜ白浜町の職員でそれを手掛けていけないのかということの、たわいないというか、簡単なというかそういうような疑問も抱くわけですね。

その辺について、ご答弁をいただけたらと思います。

○議 長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

この課題といいますか住居表示につきましては、三倉議員から再三にわたりましてご質問をいただいております。

以前のご質問におきましても、他市町村の取り組みを参考にしながら、検討を進めてまいりたいというふうな答弁をさせていただきました。

その後の取り組みにつきましては、担当課の総務課長から答弁させていただきます。

○議 長

○番外（総務課長）

私からは、三倉議員からご質問いただいた後の町の取り組みということでご説明させていただきたいと思います。

総務課では、既に実施してございます田辺市、上富田町の取り組み状況などを調査させていただいたところがございますが、他市町が実施しました地域と白浜町の大字のついていない地域、また、本番より枝番のほうが大きくなっている瓜切2927番地の地域とは、実施したところが状況が大きく違いがございます、実施するとなりますと、住所、本籍、不動産の表示によってあらわし方が異なり、複雑になる面もあまして、町としては地番図の修正等が必要という課題もございます。

住居表示につきましては、ある程度区画整理がされた人口集中地域で実施するのに適していると感じたところがございます、家屋に対する番号表示であるために、枝番地が多くても、家屋の少ないところであれば実施するメリットというのは大分低くなってきます。特に白浜町では、区画整理が進んでいない地域が多いことから、区域内の状況によって混乱が生じる危惧をするところございました。

また、どの地域においても課題となることなんですが、地域住民の理解が得られるかどうかということが、一番大きな課題となると考えてございます。当町を訪れる観光客の郵便物の送付、各種行政の効率化等の利便性が上がるということはあると思います。地域に住んでいる者にとっては、行政の効率化だけではなくて、負担がふえる部分がまたございまして、運転免許証であったり年金の関係、変更手続が必要となつてございます。また、すぐではありませんが、不動産の登記や銀行、郵便といったものの住所変更などというの也需要となつてくる。これは議員も十分ご承知のことだと思います。

また、町内会や区と区の区域、異なった住居表示となることや、地域に住んでいる者にとっては現在の住所になれ親しんでいる方々が多いことから、変更するということに対する不信といいますか不安といいますか、そういう方もいらっしゃると思っております。

実施することの効果と、実施後の住民の負担などを検討しますと、本事業に対する必要性、重要性というのは十分承知しておりますが、現段階においてすぐに実施する事業という判断にはちょっと至っていないところでございます。

○議長

8番 三倉君（登壇）

○8番

だから先ほど僕も答弁をもらう前に話をしたんですよ。というのが、土地の問題は、法務省で、住居のほうについては総務省やと、だから混乱を招くというのは、それと別に今までなれ親しんだ土地というのは、白浜町何番地と書いてるところに字を入れるだけで、なれ親しんでいるも親しんでないもないじゃないですか。でしょう。だから、私は仮に、今南紀白浜台というように言えというのは、今なれ親しんでるところじゃないですか。そこは、2927という地番しか入ってないわけです。湯崎3丁目という地番についても、先ほど湯崎3丁目の話をしましたけど、湯崎3丁目についても、1908番地という前に湯崎3丁目と入れたらどうなということなんです。ただそれを入れるに当たっては、自治会の人というんですか、自治会の人との協議の中で進めていくというような形の中で、そういう話に取り組ん

でいってはどうかと言っているわけです。頭から蹴ってる話じゃないです。

私が言っているのは、住居表示と、だから先に申しました。住居表示というのは何丁目何番地で区画のできたところとかそういうところじゃなかったらだめだけでも、そうじゃないところだったら、字を入れるなり、通称名を入れる中での簡素化にはならないけども、簡素化じゃなしに逆に入るんですけども、入ることによってその場所が明確にわかるというような表示をすべきと違うのかということを行っているわけです。

これについてはもう答弁は要りませんから、私は時間もありませんので、次の質問に進みたいと思います。

○議 長

以上で、2点目の住居表示についての質問は終わりました。

引き続きまして、3点目の旧空港跡地利用についての質問を許可いたします。

8番 三倉君（登壇）

○8 番

旧空港跡地の活用についてということであります。昨日の同僚議員、楠本議員からの質問の答弁の中で、町長は、旧空港跡地について具体的な案件というんですか、計画というんですか、そういうところは今のところない中で、県の意向も重要なので、検討していかなければならないというように答弁をされました。

そんな中で、また復興の拠点とする場所でもあるというようなこととか、県との覚書についての位置関係もあるというようなことも申されたわけではありますが、そんな中で、私は、白浜旧空港跡地を自衛隊の基地を誘致してはどうかということ、提案するわけがあります。この件につきまして、以前にも少し申し上げたことがあるんですけど、そのときはただどうかというぐらいで答弁をいただいたり、そういう格好じゃなしに終わっているわけがありません。

そんなことについて、自衛隊の基地を誘致してはというようなことの中で、私が思うことについて申し上げて、また一回ご一考いただけたらと思ったりするわけがあります。

県下には幾つもの防衛省の施設はありますが、田辺、西牟婁には自衛隊田辺地域事務所というのがあります。承知のとおり、自衛隊の陸上、海上、航空基地ではありません。そんな中で、旧空港跡地への基地の誘致を提案するものです。基地を誘致することで、定住人口が増加するというようなことや、防災面における安心感、また、経済的には人口増加によるものもありますが。旧空港跡地の敷地を防衛省のほうに譲渡するなり賃貸というんですか、貸すことになるものですから、今計画されている南海トラフによる被災者用の仮設住宅の確保ということに充ててるということからできなくなるわけがありますけども、売却することによって、または賃貸、貸したりすることによっての収益で、その場所というのは確保できるんじゃないかなというように、私は思ったりするわけですね。

それで、その収益をもって収益というかあがった土地代、その土地代によって緊急避難場所を確保して、避難場所についてはそういうことをするものですから、字ごとにそういうところを設けることによって、先ほども田野井の旧若もの広場について申しましたように、ある程度のそういうような100メートル、100メートル以上の場所でもって確保したら、そこが避難場所の仮設住宅のような用地になるのではないかと。また、それがそうすることによって、平素はスポーツ合宿の施設として利用として集客を見込めるような形になるので

はないかというようなことを思ったりするわけでありませう。

そういうような施設が、先ほどの課長の答弁では足りているということになるわけでありませうけども、集落近くにそういうのができたりしたら、なおかつ安心の用途にもなるでしょうし、何よりも津波のためだけではなしに、仮設住宅というのだけではなしに、そのことでもって土地そのものの利活用をしていけるし、それが合宿を呼ぶということによって、利活用じゃなしに民泊民宿の方々にも利益を生むのではないかなというようなことを思ったりするわけだ。

それと、いま一つは、また先ほどの古久保議員の質問にもありましたけども、土木業者の仕事を一時的にしろ、つくることにもなるかということに思ったりするわけだ。

今の状況ではということになるものですから、埋め立てであったり、また、周りの擁壁の工事をしなければならぬというようなことにもなりませうし、もちろん家屋、社屋とかものが建つというのはいち早く控える中で、全体的にやっぱり整備しなければならぬということから、地域の受注というんですか、そういう活力を生める原料にもなるのではないかと。一時的にしろ、使ったやつが後々スポーツ合宿等によって全体的に少しの利活用と潤いが与えられるのではないかとこのように思うのでありませう。

それから、その用地を買収することによって、失礼な言い方ですけど、町としたら買うことになるものから、用地提供者の方には売ることになるものから、お金についても入ってくることになりませう。それは土地を失うということにもなるんですけども、そういうことの中でお金が回るということの中で、町の活性化ということも考えられるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょう。

それと、定住人口がふえるということについては、自衛隊の基地の規模にもよりますが、若い隊員さんが来られるということになるものから、もちろん学校の児童・生徒数もふえるわけだ。

それと、いま一つは防衛面からありませう。防衛面について、白浜は大きく太平洋に突き出した紀伊半島の先端部近くにあつて、東は伊豆半島、西は四国沖から九州宮崎あたりまでを管理していけるというような範囲になるかと思うわけだ。国防の面から申しませうても、震災被害、津波被害の面から、基地として、また、外国に対する国防からも、大きな要になり得る位置に白浜旧空港跡地があるように、私は思うわけだ。このことは、私だけでなく、日本地図を南から北に読むのではなく、北から南に向けて読めばすぐ感じ取れることだと思ひませう。ちょっと失礼しませう。

我々はいち早く見ないんですけども、この見た場合に、結局紀伊半島は突き出したような格好になるということだ。そういうように思うわけだ。そんなことから、極東アジアにおける日本列島の位置を見たときに、先ほど申しませうように、日本列島の西日本側にあつては、そのほぼ中央部に紀伊半島が位置するということになるわけだ。地震が起り得るかもしれない中で、災害被害に対する自衛隊基地として考慮できることが十二分に含まれると思うわけだ。

また、先ほど町長がおっしゃつていたということですか、ありませうように、きのうの楠本議員の質問の中で、県との協議の中で防災面からというようなことにおっしゃつてみませうけども、そんな面からも一応防災に係るようなことについて十二分に考えることだ。県としたら、商業都市として、商業地域とか商業場所としての利活用ということをおつ

しゃっているわけでありますけども、そんな中でも今言うような形にしたら、国全体のことにもなりますし、町全体の益にもなりますということで、一考できるような話であるのではないかと、私は私なりに提案し申し上げているところであります。

それで、当局ばかりじゃなしに、国防なりそれから防災からしても、県としても、後押ししていただけるような内容ではなかろうかというようなことも思ったりするわけです。今は21年ですか、県との防災に関する締結はされてるということをおっしゃってましたけど、そういったことからかかわるようなことから、どうかなということで、提案するものであります。

一応、答弁をいただけるような、即答いただけるような話ではありませんけども、答弁をいただければと思います。

○議 長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

旧空港跡地の利活用につきましては、昨日も楠本議員からご質問をいただきましたので、少し重複することもあるんですけども、まず私の考えといいますか、現状をご説明させていただきますと思います。

旧空港跡地につきましては、県の第2広域防災拠点として、有事の際には、紀南地域全体の防災拠点として重要な役割を担う和歌山県広域防災拠点施設に指定されているところでございます。

また、平成24年11月に私が当初就任したときに、白浜町活性化協議会という場を設けまして、その場で、旧空港跡地の利活用ということのテーマで、どのようなことが考えられるのか議論をお願いしてまいりました。その白浜町活性化協議会の中では、産業観光施設の誘致といったことが中心に議論されましたが、一方で、災害時には、防災用・仮設住宅用地等への転用も考慮するといった防災に関するご意見もいただいたところでございます。

県からも、以前より、にぎわいがあり、雇用が生まれ、誘客が図れるような観光施設による有効利用がふさわしいというふうな意向をお聞きしておりますけれども、現在、まだ具体的な計画等はお聞きしてございません。

現在のところ、決まった利活用構想は持ちあわせてございませんが、日ごろから各種団体のイベントや臨時駐車場など、年間を通じて暫定的にも利用されておりますし、そうした臨時駐車場としての必要性なども加味し、現状を維持管理しながら、今後県とも意見交換を行うなど、最も効率的な実効性のある利用方法を見出したいというふうに考えてございます。

それから、以前、ご提案いただきました旧空港跡地への防災基地構想につきましては、現在も災害拠点としての位置づけもございまして、今後検討する上で1つの考え方であるというふうに考えてございます。

防災機能を確保しながら、平時、有事のあり方を具体的に具体化させ、方向性を示していく、考えていく必要があると思っております。

ただいま三倉議員からは自衛隊の誘致ということで、基地の誘致につきましてご提案いただきました。騒音問題等のさまざまな課題も考えられますけれども、いずれにしても、このことも周辺住民への同意、あるいは町民の合意がやはり前提となりますので、1つの重

要な案件の中で、旧空港跡地の活用方法の1つの提示、あるいは提案として受けとめさせていただきます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

前向きな答弁をいただいております。できる、できんは別にして考える要素はある。それといま一つは、空港そのものが民営化ということをおっしゃっていましたよね。民営化の中で、自衛隊基地を呼んだ場合、空港を利用できるというか利用することは必然的に考えられるわけですよね。だから、そういうことをした場合に、必ず空港使用料のようなものは生じますね。生じるということは、活用するということにもなるものでしょうから、民間がしようが県営がそのままいこうが、2億円近い赤字の中のほんの微々たるものであるかわかりませんが、そういうことの補填にもなると私は思ったりするんですね。

そういうことから考えたら、県そのものもやっぱり後押しということ、こちらが提案していったりした場合、県もある程度後押しなり何なりということも考えられる余地があるのではないかなということをおっしゃって、私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって、三倉君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 12時25分 再開 13時30分）

○議 長

再開します。

6番水上君の一般質問を許可します。水上君の質問は一問一答形式です。児童・生徒の問題行動や不登校についての質問を許可します。

6番 水上君（登壇）

○6 番

議長のお許しをいただきました。一般質問をさせていただきます。

最初に、児童・生徒の問題行動や不登校についてお尋ねいたします。文科省が児童・生徒の問題行動や不登校について、2016年には最多になったと公表しています。全国では小学校で起きた暴力行為は10年前の6倍で、いじめは4倍だとか聞きます。町内の児童・生徒の様子と対処はどうでしょうか、お尋ねします。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 山中君（登壇）

○番 外（教育長）

水上議員より、児童・生徒の問題行動や不登校についてご質問をいただきました。

文部科学省が平成29年10月26日に発表しました、平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査によりますと、全国の小中学校での暴力行為、いじめの状況は、前年度と比較しますと増加しております。

白浜町に関しましては、増加はしてはおりませんが、いじめに関しては若干起こっております。しかし、学校の取り組みによって解決しております。

問題行動対策につきましては、各校が授業だけでなく、学校生活全体にわたり取り組みを進めております。取り組みの1つとして、いじめアンケートを学期に1回、年間3回以上実施しております。アンケートの終了後には気になる回答を書いた児童・生徒に個別に話を聞いて指導に生かしております。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

小中学生の暴力行為では、昨年約2万2,000件のうち、児童・生徒同士のトラブルが約70%もあり、教師に対してや遺物破損なども報告され、また一番気になるのが低年齢化問題だと報道されています。その要因には子どもたちは感情をコントロールできずに、言葉よりも先に手が出てしまう児童がふえ、小競り合いは毎日のように起きているといいます。

子どもたちの心をどう推しはかるか、先生方の苦悩もあるかと思いますが、どのようにして子どもの声を学校で把握しているのでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

自分の感情をうまくコントロールできない児童・生徒や自分の気持ちを言葉で表現することが苦手な児童・生徒がふえてきていることは、全国も白浜町も同様であると感じています。

子どもたちの心をどう推しはかるかということは、大変難しいことであると思いますが、学校では、学級担任だけではなく、養護教諭や管理職を初め、全ての教職員が、普段から一人一人の様子を観察したり、声をかけたりしながら、児童・生徒の様子を見守っています。また、気になる場合は家庭との連携を密にして、学校と家庭の両方で児童・生徒の様子を把握に取り組んでおります。

また、ごく最近ですけれども、Q-Uテストという心理テストを導入しております、それに取り組んで、子どもの心の動きの分析というんですか、それをしまして、心配だと思われる子どもには、学校で見守ったり、また、子どもに直接話を聞いたり、そういうふうな対応をしています。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

Q-Uテストのことが今出ましたが、早くから取り組まれているようですし、先ほど少し伺いますと、個別に学校独自で対応をしているという導入しているところがあると聞きました。これは、全国でもやはり導入しているところが結構あるようで、やる気のあるクラスをつくるためのアンケートだったり、居心地のよいクラスにするためのアンケートから導入されて、15分程度の短時間で実施することができるということで、やはりこういう心理的な子どもの心の奥にあることをこういう簡単にテストの中で見出すという、そういうことを既にやられているということなので、安心しました。これは、もしまだなら提言したいなと思ったんですが、いち早く取り入れていただいているようです。

それから、次に、いじめの日常的な実態把握のために、文科省の報告では、学校が直接児童・生徒に対して行った具体的な方法について、先ほど白浜でもアンケートをしていますと

ということで、それからアンケート調査や個別面談、そしてこういう対応をしているのは、いじめを認知した学校で全国の平均95%が導入していると。いじめを認知していない学校でも約90%が実施している。個人ノートなどを実施している学校もありますが、いじめを認知した学校で約56%、認知していない学校でも50%と報告されています。定期的にアンケートをされているということでしたが、このような定期的な調査は本当に必要だと思います。いち早く実態把握ができれば、早期発見、早期ケアができると思います。このようなことから、子どもたちが1人で悩まないように、サポートができています。

その成果というのはどうでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

やはりケースによると思うんですけども、いじめと認知する、全国でもそれぞれ都道府県のデータを見てみますと、多い、少ないがあると思うんです。特に和歌山県では、その認知の数が多いというのは、どんな小さい問題もできるだけ逃さないという、そういうふうなことで取り組みを進めていますので、早期発見、早期解決ということに取り組んでいます。ただケースによっては時間がかかるということは事実でございます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

被害児童の把握、そしてケアはもちろんなんですが、加害児童・生徒のうち、関係機関により何らかの措置がとられた児童・生徒のことも国は報告しています。白浜町では、加害生徒ですか、どのような対応をして、再発が防げているのか、子どもたちの心のケアはできているのでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

いじめのみならず、暴力行為とか問題行動への対応は、青少年センター等の関係機関とも連携を図りながら取り組む、そういうこともあります。

被害児童・生徒のみならず、加害児童・生徒の心のケアも重要であって、学級担任だけでなく養護教諭や管理職等を中心にして対応しております。また、スクールカウンセラーや心の教室相談員が児童・生徒の話をじっくりと聞きながら対応する場合があります。

また、ケースによってですが、青少年センターで定期的な指導というんですかカウンセリングを受けたりとか、スクールカウンセラー等を活用して学級担任や学校が子どもの対応の仕方について相談をしながら取り組みを進め、再発や、または心のケアに努めております。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

スクールカウンセラー、そして心の相談員の配置についてお話がありました。その中で、どういう事案が今の生徒にはあるのか、そして、その成果、スクールカウンセラーの配置は町内でどのような配置になっていますか。白浜中学校では確認しておりますけれども。

○議 長
番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

県費では、白浜第一小学校、そして白浜中学校、富田中学校、日置中学校です。町費で白浜第二小学校、北富田小学校にスクールカウンセラーを配置しています。

○議 長
6番 水上君（登壇）

○6 番

その成果というか、今小中学校における、連続または断続して30日以上欠席のある長期欠席者や、不登校児童・生徒も全国では前年度より増加しているということなんですが、毎年白浜町の現状を伺っております。現状と対処の成果、これはいろいろスクールカウンセラーであるとか心の相談員が配置されている。その中で、こういう指導の結果、学校にまた登校できるようになった児童・生徒などもいらっしゃるかと思うんですが、実態はどうでしょうか。

○議 長
番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

不登校の数に関しましては、文部科学省の速報値を見ますと、全国的ですけれども、平成28年度は前年度より小学校で約13%、中学校で約5%増加しています。

白浜町では、平成28年度は、前年度と比較しますと、小学校ではほぼ同数、中学校では約半数となっております。半数となった理由としまして、中学3年生に不登校の生徒が多く、その生徒が卒業したということが1つの理由に挙げられます。

不登校の対策として、学校とふれあいルーム等の関係機関が連携して取り組みを進めております。また、本年度、県より不登校支援員が配置されました。小学校に1名、中学校に1名配置されております。朝、家庭訪問に行ったり、時には子どもと一緒に登校したりしております。また、登校した子どもの学習を支援したりもしております。

昨年度はほとんど登校できなかった子どもたちが、少しずつですが登校できるようになったという報告も受けております。

また、新たな取り組みとしまして、園、学校がそれぞれで対応するのではなく、保育園・幼稚園・小学校・中学校が連携して同じ視点で取り組み、新たな不登校を生まないために、本年度から白浜中学校区で不登校対策協議会を立ち上げて活動を進めております。取り組みの1つとして、朝起こしボランティアの活動があります。地域のボランティアの方や民生委員さんが、了解の得られたご家庭を朝訪問して、声かけを行ってくれています。

教育委員会としましても、白浜中学校の取り組みに対して、来年度から2年間の研究指定を行い、取り組みを進めてまいりたいと、今考えております。

児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の問題に関しましては、学校の取り組みだけでなく、先ほど申しましたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そしてふれあいルームや心の教室相談員の果たす役割は大きいものがあると考えております。

また、学校、教育委員会、関係機関によるケース会議で対応する場合もあります。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

大変手厚い取り組みをしていただいていると今聞きながら感じております。いろいろな事例を見ますと、やはり今教育長が報告していただいたようなことが全国でも取り組まれている中で、なかなかそういう広がりを持つというのは難しいようなことを聞いておりますし、そして、今ありました、不登校の児童を訪問したりサポートするボランティアさんがいる、これはすばらしいですね。

やっぱり不登校経験者の方によるメンタルケアのピアサポーターというらしいんですが、そういう方たちや、それから不登校の専門家庭教師などの配置によって、学力への不安をなくす、そして学校への関心とか将来への意識の向上を図ることも対処の1つになるのではないかと。

また、不登校児童・生徒に、保護者のケアも必要かと思えます。その辺はどうお考えでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

子どもの学習支援につきましては、まずは学校へ出てくるというのが第一かなと思えますが、現在やっぱり担任が家庭訪問をして、週に一遍、二遍でも子どもたちと一緒に勉強をするとか、そういうような取り組みは各校で一丸となって取り組めております。

それと、あと保護者ですけれども、なかなかこれもスクールカウンセラーと結びつけるのは難しいものがあるのですが、そういうところへ結びつけて、一緒にちょっと心をやわらげていただき、心配事を少しでもなくしていただくとか、そういうふうなことにも取り組んでいます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

不登校になる原因の1つであると言われていた中1ギャップ、このケアも必要であるかと思えます。中1ギャップとは小学生から中学1年生に進級した際に、心理や学問、文化的なギャップとそれによるショックのことで、生徒の様子はどうなんでしょう。そして、中1ギャップでよく聞くんですが、中2ギャップも中3ギャップもあるということなんです、学校ではいかがでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

確かに中1ギャップということをよく言われます。小学校から中学生に上がったときに、要するに教育の環境、仲間、変わりますので、もちろん学校の中でもいろんな学級会活動であるとか、またはうまくクラブ活動の中で先輩後輩のつながりができて、子どもたちが1つはそれが大きな楽しみになって参加をします。そういうこともあろうかと思えます。

不登校が起こる原因につきましては、それぞれさまざまな個人的な問題もあれば、さまざままだと思うんですけれども、中2ギャップ、中3ギャップ、いろいろ学習での困難さ、特に

2年生、3年生になったらいろいろ悩みも出てきますので、そういうことにつきましても、やはり学校としてはまずは子どもの話を聞いて、やっぱり取り組んでいくということに尽きると思います。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

やっぱり見逃さないということが大事かと思いますね。それから、問題行動への引き金やいじめは、大人や周囲の第三者には見えにくく、発見することが難しい。県では、いじめは人間の尊厳、人権にかかわる深刻な問題であり、生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許せない行為であると。また、いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るもので、このため、県民一人一人が真剣にいじめの問題と向き合い、全ての児童・生徒にとって学校が安全・安心の場となるよう、いじめの防止などに社会が総がかりで取り組む必要があるとしています。

準じて、白浜町でも独自の対策や対応マニュアルがあるのかと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

国も、県でもそうですけれども、いじめマニュアル防止方針的なそういうふうなものをつくってそれに沿ってやっております。白浜町でももちろんそれをつくっております。各学校でそういうふうな方針を立てて、子どもたちの安心・安全な学校とするよう取り組んでおります。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

児童・生徒の状態を正しく理解するための適切な働きかけなど、また、教員、先生方の対応を支援するために、新たな不登校を生まないための手引きの作成や研修、これも必要かと思います。いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

確かに国からそういうふうな対応マニュアルが出ていると思います。それにつきましては、各学校で折に触れ研修をしていくということになっておりますので、そこで研修を深め、実際に勉強しただけではだめなので、子供に当たって失敗がいいのかどうかわかりませんが、いろいろなことを経験しながら若い教師もそれに対応できるような力をつけていくということが大事ななというように考えております。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

児童・生徒が誰一人例外なく教育を受けられる環境の実現のために、社会の義務と責任を

町としてもさらにご検討していただきたい。

これでこの質問は終わります。

○議 長

以上で、1点目の児童・生徒の問題行動や不登校についての質問は終わりました。

次に、2点目の公共施設の老朽化、整備と耐震化、町の活性化に繋がる活用についての状況についての質問を許可いたします。

6番 水上君（登壇）

○6 番

公共施設の老朽化と維持管理や耐震化についての現況と管理計画について伺いたいと思います。

平成29年3月に策定された白浜町公共施設等総合管理計画によると、この管理計画は今後40年間と聞いております。

本町が保有する公共建築物の過半数の約54%の建物が築30年を超え、本計画期間中に更新などの時期を迎えるとあり、これまでに建設された町の公共建築物を全て更新する場合、今後40年間で見込まれる更新費用の総額は約709億4,000万円で、年平均約17億7,000万円となります。一方で、過去10年間の平均的な投資額は約10億5,000万円であり、必要額との差は約7億2,000万円となりますが、この差額、積み残しはどう捻出していくのか、お尋ねします。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

水上議員から、公共施設の老朽化と維持管理や耐震化、管理計画についてのご質問をいただきました。

まず、公共建築物の更新に係る今後の費用でございますが、議員ご指摘のとおり、これまでに建設されている町の公共建築物の全てを大規模改修または建てかえた場合、今後40年間で見込まれる費用の見通しは、約709.4億円、年平均としましては約17.7億円となっております。

過去10年間の平均投資額が約10.5億円であることから、17.7億円から10.5億円を引いた約7.2億円の財政的なかい離が生じることが見込まれています。

こうした課題を踏まえ、公共建築物の整備抑制、公共建築物の機能に着目した統廃合や再配置の実施、公共建築物の有効活用、公共施設等のライフサイクルコストの最適化、持続可能な公共施設等のマネジメントを基本方針とした取り組みに加え、維持管理及び運営費の効率化、遊休資産の売却、民間活力の導入等を進めることにより、財政的なかい離の解消を図り、住民サービス水準の維持を目指していきたいと考えております。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

行財政改革を進めていくときに、今町長が答弁していただいたことは、行政運営の中で必要なことかと思えます。

次に、インフラ資産についてもお尋ねします。今後40年間で見込まれる更新費用の総額は約607億7,000万円で年平均15億2,000万円であります。橋りょうにおいては60年の耐用年数を超えるものは2基で、59年、55年経るものがもうすぐ目の前にあります。

また、上水道の耐用年数が40年を超えるものは31%と報告されていて、これらの整備年次計画での投資額は担保されるのでしょうか。将来に残す負の資産にならないか、そのためには何ができるのかお尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

インフラ資産についてご質問をいただきました。

橋りょうにつきましては、白浜町橋りょう長寿命化修繕計画において、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全を実施することにより、橋りょうの寿命を延ばし、将来的な財政負担の軽減並びに安全性の確保を図ることとしてございます。

次に、上水道につきましては、今後策定を予定してございます公営企業経営戦略を通じまして、施設の長寿命化を含む維持管理コストを把握し、コストの平準化及び縮減に向けた取り組みを予定しているところでございます。

その他のインフラ資産につきましては、国においてインフラ長寿命化基本計画が定められておりまして、長寿命化に当たっては、この計画に基づき、適宜、個別の取り組み方針を定めながら、経費の縮減を図り、持続可能なサービスの提供と安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

長寿命化についても説明をいただきました。公共建築物の新たな機能を有する整備については、可能な限り抑制し、これも先ほどから説明がありましたけれども、既存施設の有効活用や代替サービス機能の提供を優先するとあります。代替サービスとは、具体的に何ができるのでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

具体的な代替サービスにつきましてはのご質問でございます。基本的には民間機能を活用した代替サービスというものを想定しているところでございます。

現段階でお示しできるような個別の内容というものはないところではございますが、全国では、各種行政サービスに民間活力を導入している事例もたくさんございますので、こうした取り組みも参考にさせていただきながら、当町の行政サービスにおきまして、民間に任せたいところがコスト、サービス維持の観点から有用な場合につきましては、民間ノウハウの活用をさらに進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

いろいろ今後に向けた取り組みの指針もあるようなんですが、この計画は40年という長期計画案が提示されていました。見直し期間や議会への報告、そして公表方法についてはどのように考えているのか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

本計画につきましては、平成27年度末時点における公共建築物の施設数等をもとに、更新等に係る総費用を推計したものでございますので、基本としまして公共建築物の施設数が大きく増減した場合や技術革新等によりまして、施設の更新費用に変動があった場合、更新費用の維持結果に大幅な増減が予想される場合においては、見直しについて検討する必要があるものと認識しております。

本計画の見直しを実施する場合につきましては、策定時と同様に、議会に対しましてご報告させていただきまして、公表していきたいと思っております。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

40年は長いですから、やはり国の政策も変わったりしますし、もしかしたら特例債というのもまたどこかで出てくるかもしれませんので、やはりそういう見直しができることもあるかもしれません。

学校施設の耐震改修工事が順次完了しておりますけれども、先日白浜中学校で階段に雨水がたまっているのを見かけました。学校に尋ねますと、まだほかにも数カ所あるといたします。雨漏れの箇所はなかなか特定できずに修理が難しいのは承知しております。せっかく改修工事で頑丈できれいな施設になったが、雨漏れを放置することはできない。施設内の傷み、腐りが進んでしまう。対処をここで聞いておきたい。どうされますか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

施設の老朽化や管理に係る改修につきましては、毎年度各学校から多くのご要望をいただいているところです。しかしながら、その全てを単年度で予算化実施することはちょっと財政的にも困難な状況であることから、現在配分された予算の範囲内で緊急性等を考慮しながら随時改修を行っているところでございます。

おっしゃられるように、施設が雨漏れで傷んでしまうということはもう十分考えていかなければならないと思うので、順序を決めて対処をしていきたいというふうに考えております。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

実はですね、ほかの学校でも雨漏れがあると聞いております。把握できているのかということもお伺いしたいところですが、建てかえ前の旧北富田小学校や耐震改修前の第二小学校でも雨漏れがひどくて、保護者の訴えで調査に行ったことがありますが、校舎の老朽化も

進んでおりました。窓枠に雑巾を詰めて雨水を絞っているというような状態であったり、天井がもう落ちたのか、はずしたのか、そこからぼっかり穴があいていまして、バケツで雨漏れを受けるというような、そんな環境の中で子どもたちが勉強しておりました。

それで、今、そういう建てかえや改修ができて、できたところはほっとしておりますが、他校の学習環境の整備は調査し、現認できましたらほっておかないで、早い対処で建物の延命化が図れると思います。

次長のほうからもそういうことを順次ということも答弁をいただきましたので、そういう調査をまずしてほしいと、声を聞いてほしいと思います。

次に、学校施設の耐震化は年次計画で進めてきましたけれども、それ以外の公共施設の耐震化の現状と、不特定多数の人が利用する、特に公民館の耐震化はできているのか。また、各公民館の築年度と年数というのはどのぐらいなのか、お尋ねします。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

公民館につきましては、まず中央公民館につきましては、昭和63年建築でございます。築年数でいうと30年経過ということになっております。日置川拠点公民館につきましては、昭和50年建築ということで42年が経過しておるところでございます。中央公民館につきましては、56年以降の建築ですので、耐震性は有しているというふうには思っております。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

それでは、今ちょうど話に出ましたけれども、56年以前のその日置川の公民館ですか、これも42年の築年数がたちますか。やはりこういう集会所、公民館は不特定多数の方たちが集まる場所。また、避難所になっていたりするところもありますので、やはりここらも優先順位を上げて、対応していただきたいと思いますが、そういう耐震改修についての考え方をいま一度聞かせてください。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

その他生涯学習施設についても、結構耐用年数が経過している施設がたくさんございます。それについては、数もたくさんありますし、耐震診断そのものができていないものもございまして、全体を一度にということはなかなかないと思いますし、今後の全体的な町の施設の考え方もあるでしょうから、そのことも考えながら順次検討してまいりたいというふうに考えております。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

一度、施設の洗い出しというか、そういう調査を、チェックシートの中で、優先順位をつけるにしても、点数をつけながらやはり緊急を要するところというのは、早急に対処してほしいと思います。

次に、ことし3月定例会で質問させていただいたんですが、保育園や幼稚園の園舎が現在の新耐震基準で震度6強から7に達する程度の地震で倒壊、崩壊しないことが建物に求められています。保育園、幼稚園などについては、公立幼稚園が2園、公立保育園が2園、私立保育園が2園の6つの園があり、1園を除く5園については震度6から7の地震の耐震基準を満たしており、耐えられると判断されております。

ところが、耐震基準に満たない湯崎保育園は、昭和49年に建設された建物で、老朽化が進んでおり、今後の施設のあり方について耐震の改修をするのか、建てかえをするのかを含め、質問をさせていただきました。それが、これは町長の答弁も担当課もですけれども、検討を進めていると、その時点では答弁をされております。耐震診断で耐震補強を進める必要があれば、施設の規模によっては、平成27年12月31日までに耐震診断結果を報告するようにと国に義務づけられていたと聞いておりましたけれども、この報告というのはどうだったのでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

耐震診断につきましては、平成26年度に行っております。それに基づいて報告をさせていただいているものでございます。

議員が以前から言われていた湯崎保育園はかなり建築から50年が経過して老朽化も顕著でございます。それに加えて、通園の便も昔だったら単車等で行けていた部分が、今は車が大きくなっていますので、なかなか通園の便も悪くなっていますので、今後また方向性を検討してまいりたいと思います。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

この耐震基準に満たない湯崎保育園では、園舎の傾きや、それから、これまで雨漏れやか水漏れがありました。築年数も古いんですね。地震などでの倒壊も懸念される中で、園では避難訓練もされていますが、これは前にも言いましたけど、年長ですと先生方の誘導で、さあ走りましょうと、走れますけれども、3歳未満児を先生お一人が何人の手を引いて避難できるか、考えてみてください。園の裏も坂道です。また、この園での日々の心配は、送迎の通園道路が坂道で、車の対向ができないでしょう。これまでに脱輪したり危険な事例が多々あります。毎日のことですから、保護者からも何とかならないかと相談を幾度と受けております。今も受けておりますが、危ないですね。民生課長はその現場をご存じかと思えますし、そして、一番問題は、建物の傾きですね。進入道路もそうですし、駐車問題などもあります。これだけ施設環境の不備が見られることで、移転だとか建てかえを考える時期ではないかと思えます。それを質問しましたけれども、この時点では検討しますというようなことでした。

ところが、やはりもう手つかずではないかと。床の傾きがあるのに、このままでいいのかと。園児たちの安心・安全をどう考えているのか、危険箇所、優先順位1位で取り組んでいただきたい。

必ず来ると専門家が公言している巨大地震の不安もある中で、やはり傾いた園舎、これは

大切な幼児の命を守れないんじゃないですか。何かあったら責任がとれるのかと現状を知りながら、このままにはできないのではないかと思います。

また、責任をとるとかの問題ではないですよ、命の問題です。このことについては、保護者会でも自分たちが子どもたちのために、子どもたちを守るために何をすればいいのか、大変不安だとの意見が出ていますと聞いております。いつまでも先送りにはできない問題ではないでしょうか。町長の考え方、今回はしっかりと対策を伺いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

このことにつきましては、議員からご指摘をいただく前から、随分と園長先生を初め、園の先生方、それから保護者の方々から要望もいただいておりますし、いろいろなご意見をいただいております。その中で、施設の老朽化によるものが主な原因でございますけれども、このまま放置しますと、やはり保育環境の悪化、あるいは危険性が高まることにもなるかと考えてございます。その中で、施設の老朽化をこのまま放置はできないというふうに考えてございます。

近い将来発生が危惧されております東海・東南海・南海地震への対応ということもございまして、今後速やかに抜本的な対策を講じなければならないと認識をしております。

その中で、湯崎保育園のあり方、あるいは整備方法、そしてまた、さらには財源問題、これもございまして、さまざまな課題がある中で、当然のことながら、地域の皆様方と住民の方々そしてまた保護者の方々とのいろいろな協議を進めながら、現在の保育環境を少しでも早く改善できるよう、園児や保育にかかわる職員の安全・安心につながるような対策を講じてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

わかりました。今はっきりと町長から今後に向けての考え方を伺いました。これは地域であるとか、保護者であるとか、やはり一度協議していただいて、もう実態を見ていただいたらわかります。とにかく園舎は古いですし、通園道路さえ何ともならない。何とも改修できずに、本当に危ないんですよ。対向できないですし、脱輪した車も幾つかありますし、あれは園児が乗っている状態で脱輪して、大惨事になりかねないというような、そんなところが通園道路です。やはり見直していただきたいし、協議を町長には約束していただきたいです。

保護者会も本当に心配しております。子育て支援、これはやはり精神的な保護者への不安を解消するためにも、トップとして、協議に加わっていただいて、保護者の声も聞いていただきたいと思います。

お約束いただけますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

もう既にその協議は、園の先生方との協議も進んでおります。実際今保護者の方々との協議は、湯崎保育園についてはまだできておりませんが、これは民生課を中心にやって

いくべきものだと思いますし、当然私も入って今後はそういうような形で協議の場を設けていきたいというのは当然でございますので、よろしく願いいたします。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

人口減少で、学校施設の複式や統廃合などで今後平成33年までの児童・生徒数の見通しの報告もありました。少子化は今後も進む見込みです。教育施設では、築30年以上の施設が半数以上もあると報告されていて、また、保育園などの子育て支援施設においても30年以上を経過した施設が1割以上もあると、この計画にちゃんと明記されておりますから、どちらも施設のあり方の検討が必要であると、この計画にはあります。

人口減での施設需要が今後変わっていくであろうから、施設ごとの機能や利用実態から、類似、重複した施設の検証と機能の統合や施設の集約化など、効率的、効果的な整備をさらに図る必要があるかと思えます。既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する学校や保育園、また、公民館などの統合、複合化や既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した、例えば保育所と高齢者施設やデイサービスなどの複合施設、そして役場機能と公民館、図書館などの複合施設の整備、転用などの事業、また、公共施設を改修し、他の施設として利用するなど、学校施設を活用した高齢者施設や都市と農村の交流を目指したグリーンツーリズム施設など、公共施設の新たな活用についての考え方を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

公共施設の新たな活用についてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、人口減少や少子高齢化等により、公共施設への利用需要は、今後大きく変化していくことが見込まれています。

一方、老朽化していく公共施設に係る維持及び更新等の費用は将来の財政運営に大きな影響を及ぼすものと見込まれています。

その中で、集約化、複合化を初めとする新たな公共施設の活用方法については、住民の利便性の向上及び施設総量の適正化に伴う施設コスト縮減を図る施策として、大きな意味を持つものと認識しているところでございます。

今後、人口構造の変化を初め、住民の公共施設への利用需要や町財政状況などの中長期的な動向を見定めながら、必要に応じて、全国におけるさまざまな取り組み実績の情報収集等も行いながら、考えてまいりたいと思っております。どうかご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

今後に向けたお考えがとおりだということで、これを順次、また検証もしていきたいと思えますし、住民の方のご協力もいただかないとならないこともたくさんかと思えます。

次に、公共施設とか体育施設など、紀の国わかやま国体開催時に数億円かけて改修しましたけれども、国体以降の利用状況、大会誘致などの実績とそのための誘致活動については、

どのようなことができたのか、できなかったのかを伺います。

きのう先輩議員の中でもありましたけれども、スポーツ合宿などには予算もつけて、やはり補助金の交付を既にしておるといことは聞いておりますけれども、前回質問をさせていただきましたから、その答弁でも伺っております。

それ以外のことで、この誘致活動についてはどうだったのか、お伺いします。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

町立総合体育館の関係で申し上げますと、平成28年10月から体育施設の一層の利用の促進を図るために、白浜町スポーツ合宿等誘致事業補助金制度が創設され、総合体育館で言いますと、ことし4月から9月までの半年間においてスポーツ合宿で利用された方は4,574名おられます。この数字は、平成27年度の1年間の実績でいうと2,571名となりまして、半年分で27年度と比較しまして約2倍近くの利用となっております。平成28年度の年間実績と比べましても、これは5,361名になったんですけども、これが半年で8割近くという数字になっておりまして、こういう点では大変大きな効果があったものと考えております。

本年6月には国際柔道連盟主催の日本ベテランズ国際柔道大会が総合体育館で開催されまして、大会役員、それから出場選手その他関係者約1,000人が白浜町に来ていただいたところでございます。今後、リピーターとして定着していただけてもらえるように、期待しているところでございます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

国体の前後に、やはり全国から競技者が来る、アスリートが来るし、関係者が白浜にお越しになる。この機会を逃さずに、国体後にはたくさんのアピールができるんじゃないかというようなことも提案もさせていただきますし、意見も申しあげましたけれども、その機会を捉えて、白浜町として何か発信することができたのでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

今、高田教育次長の答弁と重複するところがあるかも知れませんが、観光課としていろんな形でイベントの受け入れ、また、体育大会、スポーツ大会となると教育委員会の所管かも知れませんが、観光課の場合であれば、白浜会館を紀の国わかやま国体のときにやりかえまして、文化施設のため現状ではあまりスポーツ大会の開催等ということはありませんが、労働組合の大会や空手、ダンスなどのスポーツ合宿で使用されているところです。

現在、誘致活動としては、春、秋に関西の大学を回り、白浜会館に適した吹奏楽、マーチングバンドなどの合宿を誘致し、また、それにプラスして教育委員会所管の総合体育館等のバスケットだったり、またうちの白浜球場の野球だったりということでのスポーツ合宿の誘致もあわせて行ってきたところです。

11月には南紀エリアスポーツ合宿推進協議会の一員として、首都圏の旅行エージェント

にさらなる誘致に向けたPR活動も行ってきました。スポーツ合宿等補助金制度の周知も進み、利用が格段にふえていますので、今後もスポーツ合宿や大会、会議の誘致に力を入れていきたいと思っております。

スポーツ大会はそこでの大会誘致というかいろんなところで情報が流れていますので、ある程度のPRにはつながっていると思いますが、施設のPRということは今までできていませんでしたので、今申し上げたような形で今後も誘致活動を行っていけば、もっともって利用者はふえると確信しているところです。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

観光課長からいろんな取り組みの報告をしていただきました。

せっかくご縁ができた自治体との交流、できたらどんどんアピールして、何の大会だったかな、今思い出すのに、はがき作戦みたいなのをしたことがあります。住民の方にお知り合いだったり、企業だったり、そういうところに推薦状のようなはがきを送らせていただいたことがあるんです。それと議会のほうにでも、ほかの議会、他府県の議会事務局からりんごができてますよというような、特産品の案内と、委員会視察、議会視察に来ませんかというような、そういうアピールもしてこられます。やはりそういうことがきっかけになるということもありますので、今後、また違った手法の中で、アイデアを出していただいて、誘致活動につなげていただきたいと思います。

以上、これで私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって、水上君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 14 時 20 分 再開 14 時 30 分）

○議 長

再開します。

7番廣畑君の一般質問を許可します。廣畑君の質問は一問一答形式です。保育園園舎についての質問を許可します。

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

今回、ことしの議会の最終であります。最終の一般質問ということで、あとしばらくよろしく願いいたします。

私は保育園の園舎についてということで、質問させていただきます。水上議員も園舎、公共施設のことにつきまして、園舎についても言うていただきました。重複する部分も湯崎保育園についてあるかと思えますけれども、子どもたちにとってよりよい答弁を、ぜひお願いしたいというふうに思います。

まず最初に、現状についての認識についてお尋ねいたします。

白浜町内の保育園、幼稚園の園舎は組織改編などで、白浜幼稚園が15年ほど前になりますか、小泉内閣のときの特区申請で、幼稚園と保育園が一緒になりました。そしてまた、とんだ幼稚園が7～8年ほど前に、それぞれ対応する保育園、幼稚園と合わさって建築された

と思います。また、現在町内の社会福祉法人の保育園本園が、もうできるころでしょうか、建設されています。日置保育園は十数年前に建てかえ完了をしています。また、椿保育園につきましては休園をしております。こういうふうな状況でありますけれども、この湯崎保育園の園舎につきましては、先ほども水上議員がおっしゃられていましたけれども、昭和49年ごろに建設されたというふうに私も記憶をしております。

この湯崎保育園の園舎は、何度か修繕されてきていると思いますけれども、実態についても、床のゆがみやトイレの建てつけが悪いとか、窓枠のゆがみ、そしてまた保育室の北側の地盤の変化、ずれてきてあるというふうなことですけれども、こうした変化がかなり顕著にあらわれています。

そのような中で、児童たちが生活しております。湯崎保育園のこのような現状について、十数年、あるいは二十数年の間、どのように認識されておるのか、このことについてお尋ねをいたします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま廣畑議員から町内の保育園、幼稚園の園舎に関するご質問をいただきました。

現在、町内には公立幼児園2園、公立保育園2園、そして私立保育園が2園ございます。

ご質問の湯崎保育園園舎の現状に関してでございますが、議員からもございましたように、園舎は昭和49年に建築され、50年近くが経過していることもございまして、ここ数年は設備関係を中心に修繕が目立っているような状況となっております。ご指摘のように、保育室の床のゆがみや外壁の窓枠のゆがみなど、園舎各部においてさまざまな不良箇所が見受けられます。

こうした状況は、施設の老朽化によるものと考えておりますが、このまま放置しますと保育環境の悪化、さらには危険性を高めることにもなると思っております。

園舎自体の老朽化対策、また近い将来発生が予測されている東海・東南海・南海地震への対応、今後、速やかに抜本的な対策を講じなければならないと認識をしているところでございます。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

大変な状態であるという認識は持たれているようであります。

次に、園舎の耐震診断についてお尋ねします。

この園舎につきましては、素人目に見ても現状では耐震判断で合格点はいただいてない、このように思いますが、どうでしょうか。そのことをお尋ねいたします。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

耐震化診断につきましては、平成26年度に実施いたしました耐震診断によりますと、I s値は0.17であり、国が示しております官庁施設の総合耐震計画基準によれば、人命の

安全確保が図られる数値としてはI s値0.6以上が求められており、湯崎保育園園舎の耐震性は非常に低い状態にあると考えてございます。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

素人目にも見て大変危うい、壊れそうな、そういう建物であります。

このような中、園児たちの安心・安全をどのように守っていきますか。

ご存じのように、我が国は大戦後、日本国憲法のもと、その精神を踏まえて児童福祉法が制定され、児童憲章も定められました。また、国連では世界人権宣言を踏まえ、児童権利宣言が制定されました。さらに、1989年に子どもの権利条約が国連で採択され、我が国は1994年にこの権利条約に批准しています。こうした一連のことは、戦前の国や社会が児童についての認識が一人の人間として尊重するという確固としたものではなかったというふうなことがわかると思います。

戦後30年を経過し建設された湯崎保育園、それから40年を経過しての現状は、この昭和26年の児童憲章の前文、「児童は人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んぜられる。児童はよい環境の中で育てられる」、このような宣言の趣旨に照らしていかがでしょうか。

保育園のあのような環境は決してよい環境ではないことが明らかです。子どもたちや職員の安全・安心をどのようにして守るのでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

東日本大震災では、想像を超える地震と津波により多くの尊い命が奪われました。

こうした大規模な災害が発生したときに最も大切なことは、まずみずからの命を守ることですが、歩くこともままならない乳幼児や就学前の子どもたちは、大規模な災害の前ではほぼ無力であると言えます。

先ほど町長からも申し上げましたが、町内には、公立幼稚園2園、公立保育園2園、私立保育園2園のうち1つの園があります。堅田保育園本園の高台への移転事業が今月完了したところでございます。耐震改修が必要とされる園は、公立、私立を合わせて湯崎保育園のみとなります。

湯崎保育園のあり方や整備方法、さらには財源問題などさまざまな課題はございますが、現在の保育環境を少しでも早く改善することが園児や保育に携わる職員の安心・安全につながるものと思っております。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

昨年の11月19日土曜日であります。昼の11時ごろ、和歌山県南部に震度4の地震がありました。当地白浜は震度3とのことでありました。このときは湯崎保育園は休日保育で、4人の児童が保育中でありました。保育者は「机の下に入れ」このように指示したそうでありました。そして、揺れがおさまって、あと点検をしてみますと、このときにトイレにひびが入ったということでありました。隣接する上の段に小学校のプールがあります。南側でありま

す。今後の地震、ほんまに今課長がおっしゃられた、町長もおっしゃられておる、こうした今後の地震にどのように対応していくんですか。今ここにある危険からこうした児童たちをどのように守るのですか。ほんまに大丈夫なのか、子どもたちの安心・安全はほんまに守れるんですか。

今地震が起こるかもわかりません。このことについて、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

昨年11月の地震による園舎の影響については、私も民生課より報告を受けているところでございます。

湯崎保育園の現状や耐震性に関しましては、先ほども答弁をさせていただいたところですが、地域の子どもを守るためには、まず安心・安全な保育環境を実現することが、最善の方策であると考えております。

今後の湯崎保育園園舎の整備に関しましては、少子化といったことや町内の他の園とのバランス、また地域性といったことも考慮し、建てかえをするのか、もしくは統合も含めて、将来的にどういった形が望ましいのかを、速やかに方向性を出すべく検討してまいりたいと考えております。

先ほどの答弁にもありましたように、やはり保護者の方々、あるいは園の先生方、地元の皆さんとの協議、これはもうスタートしておりますけれども、速やかにできるだけ早く行うことによって、方向性をだしていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

7番 廣畑君(登壇)

○7 番

前向きにお願いしたというふうに思いますけれども、やっぱりほんまにこういうような状態でいつまで置くのかというふうなことがあります。よく僕らも言われるんですけども、行政の公平さを皆さん方は云々されるわけです。町内のほかの保育園や幼稚園との設備や保育環境がほんまに余りにも違うではありませんか。保育料はきまりに従って、他の園の保護者と同じように納付しておられます。どうしてなのでしょう。

よい環境を提供するのは私たちであります。早急にほんまに保育園の建築に、あるいはまた移転のほうにかじを切っていく。そういう相談を1歩でも2歩でももっと早く進めていく、このことが必要ではないでしょうか。そのように思います。

それから、例えば今のいろんな方法があると思います。以前も統合の話も出ておったようにお聞きしますけれども、今、湯崎保育園は44名在籍というふうに聞いております。大体約20名程度が、うち半分程度が湯崎の出身の方、そして、あとの20名程度がほかの地域からこの保育園へ通われております。一番大きな町立の保育園で、とんだ幼稚園が161名おられます。変な話ですけども、小学校の児童よりも一人一人が多いんです。マンモスなんです。そして、白浜幼稚園につきましても119名おられます。マンモスのところへ移行していくということは、僕は正直個人的にはいかがかなというふうに思います。

先ほども言いましたけれども、一人一人の児童は人なんですよということです。面積だけで勘定するのと違うんですよということを、やっぱり皆さん我々も含めて大人は認識せなあ

かんのと違うかなというふうに思うわけです。

そういったことも加味しながら、よい環境をどのようにしてつくっていくのか。70年前に宣言をした、そうした人権宣言やとか児童憲章、こうしたことをもとに、やはり設計をしていく、そのことが必要であるように思います。

再度、町長、そういった点について進めていく、より進めていく、あるいはそれができなんだら、先ほども水上議員が言われていましたけれども、床が波打ってるんです。そこへ午睡してるんです。きょうももう起きてますけれども、40人の児童たちが午睡をしておる。高いほうへ頭を向けて寝ておるんです。実態を見ましたか。やっぱり今あるこの危険、できることを今、移転も大事ですけども、今できることは何か。卒園式をきちんとしたい、させてあげたい、そういう思いが私は先にあります。そうしたことも含めて、課長、あるいは町長、答弁願いたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

建てかえ、統合を含めた検討につきましては、順次これからも速やかに方向性を検討してまいりたいと考えてございます。そしてまた、議員のおっしゃる床の傾きの部分につきましても、これまで不具合があるときには、随時その対応をさせていただいてました。傾きがすぐに対応できるかどうかというのは、業者ともまた相談をしながら、できるものであればなるべく早い段階で対応してまいりたいと考えてございます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

私も地元でございまして、当然いろんな保護者の方のご意見、あるいは園の先生方のご意見といいますかご要望も承っております。その中で、今後、やはり早急に何らかの形で抜本的な対策をするのか、あるいは今申し上げたように、耐震補強というのがいいのか、あるいは建てかえがいいのか、あるいは統合がいいのかということは、皆様方もいろんなご意見があると思いますので、そこでよりよい保育環境が整うような、そういったベストな環境、一番何がいいかということ、町の財政のこともありまけども、それは抜きにして、まずはそういった議論を深めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

年が明けて、毎年3月26日が卒園式です。何とかやはり卒園する子どもたちをきちんと送り出してあげたいなというふうな思いを、皆さんとぜひ共有したいと思います。

この質問についてはこれで終わります。

○議 長

以上で、1点目の保育園園舎についての質問は終わりました。次に、2点目の防災無線のデジタル化についての質問を許可いたします。

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

それでは、2番目の防災無線のデジタル化についてお尋ねします。

毎年のように、豪雨や台風が来襲しますが、最近は一度ならず二度、三度と私たちの地方に来襲しています。そのような折、気象情報や行政の指示、勧告等が放送されますけれども、拡声器の角度などによって民家に十分聞こえないことがあります。こうしたことでの改善を要望しましたがけれども、デジタル化まで待つてほしいというふうなことでありまして、今までの不具合がこのデジタル化にかかわって、住民にとってどのようによいものに変更していくのでしょうか。また、いつからの共用になるのか、お尋ねしたいと思います。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

デジタル化に関しますご質問でございます。

今年度につきましては、白浜町デジタル防災行政無線同報系システムですが、このシステムの整備実施設計業務に取り組んでございます。基本設計段階から難聴対策につきましても、いわゆる聞こえにくいという部分につきましては地元各自治会と相談させていただきながら、屋外スピーカー、拡声器の増設や位置等の計画を図ってきたところでございます。

基本的に電波法の改正による、電波がアナログからデジタルに変更されるということでございますので、これまでの状況が画期的によくなるというものではなく、現状のシステムをアナログからデジタルに変わるという、単純と言えば単純な、何かが大きく変わるものではないでございます。

そうした中でも変更にあわせて、なるべくできる限り計画の中で難聴対策は行っているところでございます。

事業としましては、平成30年度から工事着工しまして、平成32年度までの3カ年をかけまして整備を予定してございます。移行期間中は、アナログとデジタルを併用しながら放送しますので、このことから、工事期間中であっても防災行政無線からの放送は途切れることないという形で、順次デジタルに移行することとなっております。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

それでは、今までの旧両町の白浜、日置川、防災無線機につきましてどのように変わっていくのでしょうか。旧両町での拡声器や戸別受信機がどのように活用されていくのでしょうか、テレビなどのときと同じようにチューナー等で解決していくのでしょうか、お伺いします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

旧両町の防災行政無線はどう変わっていくのかというご質問でございます。

機器自体がこれまでのアナログからデジタルへ変わるということで、機械全てが変更するという形になります。

ご質問のように、テレビのように一部の部品、例えば変換機とかチューナーとか、そうい

うことを交換することで、既存の機器が利用できるというようなものではございません。いわゆる拡声器、戸別受信機につきましても、全て新たなものと交換をしなければ既存の施設を並行して使うということはできません。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

あんまりようわからんので、チューナーみたいなものをつけるのかなというふうに思っておったのであります。

それでは、戸別受信機は各家庭に設置されていくんでしょうか。やっぱり先ほども言いましたけれども、災害のとき、台風やとか風雨のきついときに外に出て聞くというのがつらいです。僕らもきょうは古久保議員も言われておったけども、年を経るにしたがって耳が遠くなってくるというふうなこともあります。そういった点について、ぜひ、以前は正木さんが係をやられておったときに聞いたら、今は高いんやと。戸別の受信機は5万円、7万円するのやと。それで、高齢者の方、ひとり暮らしの方を中心に旧白浜町内もこういうふうに戻していくんですよと。そがいにするのか、高いなという話もしたことがあるんですけども、やっぱりよく聞こえんところは、あるいはそういう風雨災害がきついときは、戸別受信機を家の中へ入れて聞きたいなど。もちろんSNSのこういったこともあるんですけども、なかなか私はまだそこまでいきません。

そういった点について、どのように計画をされておるのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

戸別受信機の整備につきましては、各自治会や自主防災組織から要望をいただいているところでございますが、屋外子局、いわゆる拡声器、スピーカーでは音声の届かない場がございますので、それにつきましては戸別受信機をこれまでどおり整備したいと考えております。戸別受信機設置を希望する住民の方には整備していくという方針で現在検討しておりまして、条件等の詳細につきましては今後詰めてまいりたいと考えております。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

ぜひ戸別受信機を取り上げていただきたい。そのまま進めていただきたいと思います。

この質問についてはこれで終わります。

○議 長

以上で、2点目の防災行政無線のデジタル化についての質問は終わりました。

次に、3点目の住民相談の取り組みについての質問を許可いたします。

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

それでは、住民相談の取り組みについてお尋ねをいたします。

住民相談はいろいろな相談があると思います。

まず、税等の滞納についての取り組みは、いかがでしょうか。徴収の際の相談について、

どのように行っていますか。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

廣畑議員より、白浜町の滞納についての取り組みと徴収の際の相談についてのご質問をいただきました。

平成28年度の町税の取り組み状況、収納状況についてご説明させていただきます。

町民税、固定資産税、都市計画税等々の町税でございますが、平成28年度の収納率は、93.71%ございました。平成27年度と比較して、1.66%上昇しています。このように税の徴収業務につきましては、税収の一層の確保とともに、新たな滞納を発生させないことを重点課題として捉えた上で、その取り組みを進めています。

そして、この徴収業務でございますが、個別な案件につきましては、控えさせていただいて、一般的な滞納についての取り組みをご説明させていただきます。

税の納付期限が過ぎ滞納が発生した場合には、20日以内に督促状を送付いたします。そして、その後も納付がない場合には、催告書を送付して再度督促をさせていただく場合もあります。

これらの通知により、ご本人からお電話をいただいた場合には、ご自身から未納の理由や生活状況、収入の状況などをお話ししていただける場合があります。

また、お話がなかった場合には、こちらからお尋ねして現在の状況を確認しています。直接役場にお越しになった場合にも、同様にお話をお伺いし、今後の考え方、納税の意思などを確認しています。

このように、納付相談において生活の状況や経済的なお話などをお伺いする中で、病気や高齢で収入がない、頼る方もいないなど明らかに納付が困難な状況であると判断した場合には、一旦時間を置かせていただいた上で、納税の猶予なども検討しているところでございます。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

相談もしておると、それで家を訪問したりということもしておるといようなことでもございます。滞納処分後の町民が数カ月すると、また滞納していくというふうなことがありますか、ないですか。あればどのぐらいの割合か、そしてどのように対応しておられますか。そのことについてお伺いします。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

次に、滞納処分後数カ月するとまた、滞納することはないか、またその割合、対応はどのようなものかというご質問でございます。

さまざまな滞納事案がございます。議員ご指摘のとおり、滞納処分により全て税金が完納された後に、また、次の納期の税金を滞納されてしまう、そういう方も確かにありますし、

逆に滞納されない方もおられます。しかしながら、収納率が年々上昇していることを踏まえ、このような行政処分を行うことで、納税意識の向上に少なからずつながっているのではないかと考えているところであります。

次に、またその割合というご質問でございますが、個々それぞれ諸事情がございます。滞納処分により完納になった方、一部納付の方、処分中の方、それぞれ事案があり、件数も多く、個々に対応しておりますので、一概に数字であらわすことは難しいと考えております。ご理解をお願いいたします。

また、再度発生した滞納の取り組みについてのご質問でございますが、処分により完納し、その後、滞納されたからといって、対応が変わることはありません。先ほどご説明させていただいたとおり、同じように滞納についての取り組みを進めていくことになります。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

住民相談の取り組みの中で、やはり税の相談も多いと思いますし、僕自身もそういうふうなことで相談を受けてお伺いしたことも、一緒にお伺いしたこともございます。

やはりなぜこのことも生活相談というふうなことになりますと、次の質問にもあるんですけども、全体として捉えてほしいなということもありますので、こうした税のことについてもお尋ねしております。

次に、生活困窮者への対応についてお伺いします。

生活相談の中で、どのような相談がありますか。納付相談、そして債務の相談、就労の相談、住居や就学、あるいはまた児童扶養の相談等々、さまざまな相談が持ち込まれていると思いますけれども、件数や体制、そして事案の解決への道のりはどうでしょうか。また、後の相談者の様子など把握してございますか、このことについてお尋ねします。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

生活困窮者への対応についての質問をいただきました。生活困窮者自立支援法上の各種支援事業の実施主体は、福祉事務所を設置している自治体となっております。和歌山県でいいますと、各市及び振興局が実施主体となりますので、西牟婁地方におきましては西牟婁振興局が窓口となり、必須事業でございます自立生活支援事業、住居確保給付金事業、また、任意事業でございます一時生活支援事業を実施しております。町といたしましても、振興局と連携をとりながら、相談支援を行っているところでございます。

まず、相談体制についてでございますが、生活困窮者自立支援法が施行された平成27年4月より、振興局に相談員を配置し、常時相談の受け付けと出張相談を行っております。白浜町においては、中央公民館において出張相談を実施しており、平成28年度には述べ45件、73回、平成29年度におきましては、11月末現在で延べ27件、55回の相談支援を行っております。

相談内容につきましては、収入、生活費のことが一番多く、次いで病気や健康のこと、就労関係のことなどが多くなっております。

町といたしましても、法施行前から生活保護担当者と連携する処遇困難者の相談援助を行

う専門職を配置し、困窮者の支援を、振興局を初め、各種関係団体、ハローワークや社会福祉協議会、障害児者相談支援室ぼらんち、ふれあいルーム、レスキューネットワーク等と連携を図りつつ、相談者が生活保護に至らないように、就労支援、現物給付、貸付金等のさまざまな社会資源を活用しながら分野横断的な支援を行っているところでございます。

また、後の相談者の様子につきましても関係機関で組織する生活困窮者支援プロジェクト会議において、事例検討や社会資源の調整などを行いながら、相談者が再び困窮に陥らないよう継続的な支援を行っているところでございます。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

やはり幅の広い、そういう相談、連携をしていくのが大事やなと思いますし、実際、そういうふうなことで行われているということでもあります。

次に、生活困窮者が税とか使用料の滞納に至る経過の理由でありますけど、病気だとか失業、障害、就学など、重複した理由が見受けられます。情報の共有で総合的な取り組みにできないか、お尋ねします。

生活困窮者が滞納に至る経過の理由がそういうふうなことでもありますけれども、税の情報だけではなく、さまざまな情報を共有して相談者の問題解決をしていく、そうしたことが大切だと思います。そういうことについて行われていると思いますけれども、そのことについてお尋ねをしますし、その効果について、いかがでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

生活困窮者が滞納や生活保護に至る理由といたしましては、ご指摘のとおり、自身や家族の疾病や障害、失業に伴う収入の減、社会情勢の変化などさまざまな要因が複合的に絡み合うケースが多く見られます。

いわゆる多問題世帯におきましては、単一の課だけで課題解決を図ることは困難であり、税務課や民生課、教育委員会など関係する課において可能な限り必要な情報を共有しながら、連携して支援をしているところでございます。

また、先ほども説明いたしましたように、振興局を初め、町内の各支援機関で組織する生活困窮者支援プロジェクト会議においても、困窮世帯の情報などを共有し、支援する取り組みを行っており、現物支援や就労支援を行うことにより、生活保護に至らないケースも多々ございます。少しずつではありますが、その効果はあらわれていると考えております。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

最後に町民税の課税、非課税にかかわらず、滞納者や非滞納者にかかわらず、町民の困りごとに寄り添って、相談に応じる必要性を感じませんか。情報の共有と総合的な取り組みで生活困窮者の生活再建を経て、納税や就業の手助けができませんか、お尋ねします。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

町民税の課税、非課税とか、滞納者か非滞納者であるという理由によりまして相談に応じないということはありません。どのような相談におきましても、相談者に寄り添った支援を現在のところ行っております。

また、先ほども申し上げたように、単一の課だけでなく、相談者が抱える複合的な問題に対しまして関係各課で可能な限り情報を共有しながら就労支援や生活に関する相談なども行っているところでございます。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

もう終わりますけれども、やはり今、町内で生活する人、働きに来て生活する人、年金生活者は年金をどんどん減らされておる、きのうですか、政府税調ですか与党の税調ですか、850万円の所得に課税する云々の話がありましたけれども、やっぱりいろんなところで住民の生活で99%の人が大変重税感を持っておるように思いますし、生活苦というのはほんまに、僕らが若いときとは違う。そういう子どもたちにもしわ寄せがいきますし、そういう意味でほんまに、以前は今課長が答弁されたような、そういった連携というのはなかなか難しかったように思いますし、やっぱり住民のために、町民のためにどのような連携ができていくか、ぜひ課を横断して取り組んでいただきたいというふうに思います。

そのことを述べまして、質問を終わります。

○議 長

以上をもって、廣畑君の一般質問は終わりました。

一般質問を終結します。

本日はこれをもって散会し、次回は12月19日火曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は12月19日火曜日午前10時に開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

議長 溝口 耕太郎は、15時10分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 29 年 12 月 15 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員